

健康保険実務の手引き

2025年度版

○マイナンバーカードの保険証利用登録にご協力ください。

スマートフォンでQRコードからマイナポータルにログインし、保険証情報を確認ください。利用登録していない場合は、そのままスマートフォンで利用登録することができます。

なお、利用登録しない場合は、「資格確認書」の発行を申請して下さい。

(※) 医療機関のカードリーダー、セブン銀行ATM等からも登録できます。



保険証新規発行廃止日(令和6年12月2日)以降における保険証の取扱い

保険証交付について

◇新規発行は終了しました。(令和7年12月2日をもって交付済みの旧保険証の使用も終了します。)

医療機関等の受診について

◇原則として、マイナ保険証(保険証利用登録が完了したマイナンバーカード)を持参いただくこととなります。参考として、現時点で当組合では7割の方が登録を完了している状況です。

保険証を紛失した場合について

◇再交付は終了しました。マイナ保険証を使用いただくか、下記の資格確認書によって受診いただくこととなります。

経過措置について

◇現行の保険証をお持ちの方は、令和7年12月1日までは、経過措置期間としてこれまでと同様に使用することができます。

保険証の回収について

◇経過措置期間の終了前(令和7年12月1日まで)の喪失者は、回収が必要となります。
終了後は、全ての方について回収不要となります。

資格確認書について

◇マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方について、医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようになるものです。(プラスチックのカード型)

◇交付対象者は、マイナンバーカードを取得していない方、紛失した方、マイナンバーカードでの受診が困難な方や保険証利用登録を行っていない方等です。

◇交付については、本人の申請によるものと保険者による職権交付が行われます。

令和6年12月2日以降に新規取得した方については、資格取得届に交付希望欄等を設けました。

令和6年12月1日以前の加入者は、保険証紛失の場合を除いて経過措置期間については資格確認書は交付されません。

有効期間について

◇有効期間は5年以内で設定されます。



目次

INDEX	PAGE
◇運営と仕組み	6
I. 事業所	7
II. 資格・住所 【Q&A】	8～10 11～13
III. 報酬・電子申請	14～19
IV. 保険料	20～21
V. マイナ保険証(資格確認書) 【Q&A】	22～25 26～27
VI. 被扶養者 【Q&A】	28～34 35～36
(参考資料)被扶養者の認定について(同居する父母の取り扱い)	37～38
VII. 保険給付	39～57
VIII. 第三者行為と労災保険	58～64
◇保険料額一覧表(2025年度)	65
◇保険証新規発行廃止日(令和6年12月2日)以降における取扱い	3

主な届出書(申請書)等の提出期限

どんな場合	届出書(申請書)	提出期限	参照ページ
職員やパートを採用したときなど	「被保険者資格取得届」	5日以内	7～9
職員が退職(死亡)したときなど	「被保険者資格喪失届」	5日以内	8～9
引っ越しをして住所が変わったときなど	「住所変更届」	すみやかに	10
資格確認書等を滅失したとき	「被保険者証(資格確認書・高齢受給者証・限度額認定証)滅失届」	すみやかに	—
氏名変更や生年月日を訂正したとき	「氏名・生年月日・性別変更(訂正)届」	すみやかに	—
産前産後休業(取得・変更・終了)するとき	「産前産後休業取得者申出書」	産休中に	21
育児休業(取得・変更・終了)するとき	「育児休業取得者申出書」	育休中に	21
退職後、健康保険のみ継続する場合	「任意継続被保険者資格取得届」	退職後20日以内	9
算定基礎を行う場合	「被保険者報酬月額算定基礎届」	7月1日～7月10日まで	14～15
報酬に大幅な変動があった場合 または産休(育休)後の報酬に変動があった場合	「被保険者報酬月額変更届」 「産前産後休業終了時報酬月額変更届」 「育児休業終了時報酬月額変更届」	変動があった月から4か月目	15～17
賞与を支給したとき	「被保険者賞与支払届」	5日以内	18
家族を被扶養者とする場合、 または就職などにより被扶養者資格を削除しようとするとき	「被扶養者異動届」	5日以内	28～33
事業所が廃止された場合	「適用事業所全喪届」	すみやかに	—
事業所間に合併があったとき	届出書等についてはお問合せ下さい。	合併後5日以内	—

健康保険の目的および運営と仕組み

健康保険組合とは

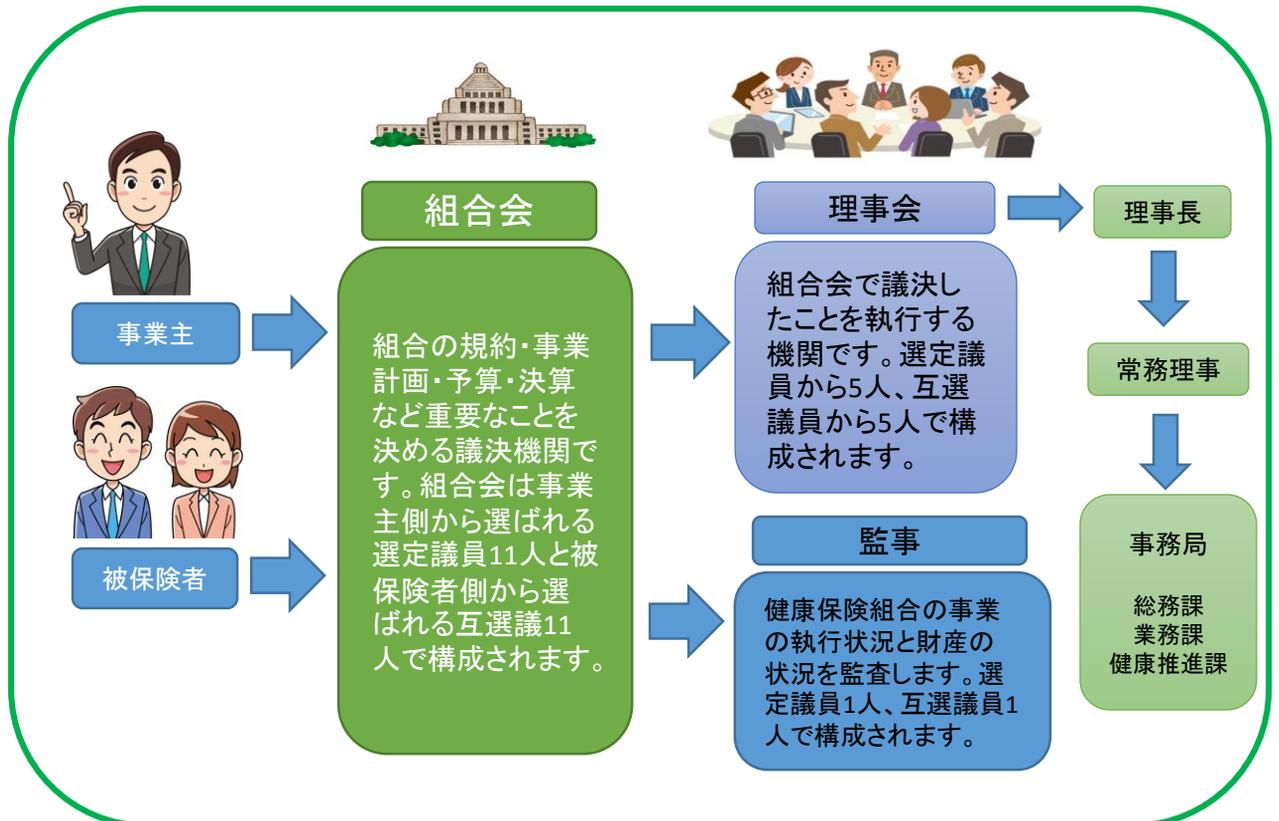
我が国の国民皆保険制度は昭和36年4月に確立し、すべての国民はいずれかの医療保険制度へ加入することとなりました。

一般の企業等で働く人が加入する健康保険には、全国健康保険協会が保険者となって運営する「協会管掌健康保険」（協会けんぽ）、健康保険組合が保険者となって運営する「組管管掌健康保険」があります。皆様が加入しているのは後者の組管管掌健康保険となります。

健康保険組合は、常時700人以上の従業員がいる事業所、同じ業種の事業所が集まって、常時3,000人以上の従業員がいる場合には、厚生労働大臣の認可を得て設立できます。また、単一の事業所で作る健康保険組合を「単一型健康保険組合」、同じ業種で複数の事業所で作る健康保険組合を「総合型健康保険組合」、一定の地域の健康保険組合が合併して作る健康保険組合を「地域型健康保険組合」といいます。茨城県農協健康保険組合は総合型健康保険組合に区分されます。

運営と仕組み

茨城県農協健康保険組合は、昭和51年4月1日に厚生省（現在は厚生労働省）の認可により設立されました。健康保険組合の運営は、事業主の代表と被保険者の代表がそれぞれ同数の組合会議員を選出し、自主的・民主的に行われています。国に例えるなら、組合会が「国会」、理事会が「内閣」の役割を担うと言えます。



I. 適用事業所および特定適用事業所

◇健康保険の被保険者の適用は、原則として事業所単位により行います。事業所とは営利、非営利の別なく一定の目的をもって継続的に事業を行う場所をいい、被保険者とは、その事業所に使用される者をいいます。なお、事業所の適用は厚生労働大臣の認可事項となります。

適用事業所と被保険者の範囲

◇健康保険組合が規定する事業所および被保険者の適用範囲は次のとおりです。

(組合規約抜粋)

第43条 この組合は、茨城県下に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項の規定によりこの組合の被保険者資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された法人
 - (2) 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき設立された法人
 - (3) 農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）に基づき設立された法人
- 2 前各号の事業所の事業主または被保険者を構成員とする法人の事務所
 - 3 前2項の法人が附帯事業を行うため特に設立された法人

特定適用事業所（短時間労働者の適用拡大の対象となります。）

◇法人番号が同一の適用事業所で、被保険者の数が1年で6月以上51人以上となることが見込まれる場合の事業所を「特定適用事業所」といいます。

◇日本年金機構において、直近11ヶ月のうち5ヶ月50人を超えたことが確認できた場合は、対象の適用事業所に対して、「特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ」が送付されます。

なお、法人事業所の場合、同一の法人番号を有するすべての適用事業所に対し、お知らせが送付されます。

特定適用事業所に該当したとき

◇適用事業所が特定適用事業所に該当したときは、当該事実が発生した日から5日以内に、同一の法人番号を有する適用事業所を代表する本店または主たる事業所から、日本年金機構の事務センターへ「特定適用事業所該当届」を提出しなければなりません。

任意特定適用事業所（50人以下の適用事業所でも短時間労働者の適用拡大が可能です。）

◇「任意特定適用事業所」とは、特定適用事業所以外の事業所の事業主が、同意対象者（※）の同意を得て、「短時間労働者」に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大を行う旨の届出を行った事業所をいいます。

（※）同意対象者とは厚生年金の被保険者・70歳以上の被用者・短時間労働者です。

◇任意特定適用事業所の脱退については、労働者の4分の3以上で組織する労働組合または、4分3以上の労働者を代表する者の同意を得て申出することができます。

Ⅱ. 被保険者資格の得喪

適用事業所の被保険者資格

◇適用事業所に使用される人は、本人の意思や国籍、報酬の多寡を問わず被保険者となります。「使用される」かどうかは、法律上の雇用契約の有無ではなく、事業主と働く人との間に実態的な使用関係があるかどうかを報酬の支払いや稼働状況、人事管理の有無などを総合的に勘案して判断します。

◇嘱託・契約職員・パートタイマー等も、事業所と常用的使用関係にあり、1週間の所定労働時間と1月の所定労働日数が同じ事業所で同様の業務に従事している一般職員の4分の3以上である場合には被保険者となります。

被保険者資格の適用除外

◇事業所に常時使用される者は原則として被保険者となりますが、次の（１）～（５）のいずれかに該当する場合は、被保険者資格を取得できません。

- （１）日々雇い入れられる者（１ヶ月を超えて引き続き使用されるようになった場合は、そのときから被保険者となります。）
- （２）２月以内の期間を定めて使用される者（更新見込みはなかったが、引き続き使用される場合は、そのときから被保険者となります。） → **雇用契約書に更新含む文言あれば最初から取得**
- （３）季節的業務に使用される者（始めから４ヶ月を超えて使用される見込みの者は、最初から被保険者となります。）
- （４）後期高齢者医療制度の被保険者となる者
- （５）船員保険の被保険者または国民健康保険組合の事業所に使用される者

特定適用事業所の短時間労働者の資格取得

◇特定適用事業所の短時間労働者について、就労日数等が通常の労働者の4分3未満である者のうち次の①～④すべての要件に該当する人は被保険者資格を取得します。

①従業員51人以上の 適用事業所	②週労働時間20時間以上	③月額賃金8.8万円 以上	④学生ではない
---------------------	--------------	------------------	---------

短時間正職員（社員）の資格取得

◇短時間正職員（社員）とは、一般職員（フルタイムの正規職員）と比べ所定労働時間（日数）が短い正規型の労働者で、①期間の定めのない労働契約を締結し、かつ、②時間あたり基本給および賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所の同種一般職員（社員）と同等である人です。

短時間正職員（社員）は、労働契約や就業規則・給与規程等に①②が明確に規定され、就労実態も諸規程に則したものであれば所定労働時間に関係なく被保険者となります。

再雇用された者の被保険者資格

◇60歳以上の者で、定年退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から「被保険者資格喪失届」および「被保険者資格取得届」を提出（同日得喪）することができます。これにより、随時改定は行わず再雇用時の報酬に合わせて保険料を決定することができます。

なお、この場合においては、「被保険者資格取得届」にその者が退職した後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにする書類（「雇用契約書」等のコピー）の添付が必要です。

（補足）法人役員の嘱託再雇用の場合も通常の労働者と同様に同日得喪の対象となりますので、新たな雇用契約を結んだことを明らかにする書類の添付が必要です。

被保険者資格の得喪の時期

◇資格取得の時期

- （1）適用事業所に使用されるに至った日
- （2）使用されている事業所が適用事業所になった日
- （3）適用除外に該当していた者が適用除外に該当しなくなった日
- （4）雇用契約の変更等により通常の労働者の4分の3以上となった場合、契約変更の日

◇資格喪失の時期

- （1）適用事業所に使用されなくなった日（退職日の翌日が喪失日）
- （2）死亡した時（死亡した翌日が喪失日）
- （3）適用除外に該当するようになったとき（適用除外になった翌日が喪失日）
- （4）雇用契約の変更等により通常の労働者の4分の3未満となった場合、契約変更の日

任意継続被保険者

◇被保険者が退職等によって被保険者資格を喪失した場合、次の①～②の要件を満たしていれば被保険者が申出ることにより原則2年間被保険者資格を継続できます。

- ①資格喪失日の前日まで継続して2ヶ月以上被保険者であったこと。
- ②資格喪失日から20日以内に任意継続被保険者の資格取得の申請がなされること。

◇任意継続資格喪失の要件は、次の①～⑦です。

- ①資格取得した日より2年を経過したとき
- ②死亡したとき
- ③保険料を滞納したとき
- ④適用事業所に使用され被保険者となったとき
- ⑤船員保険の被保険者となったとき
- ⑥後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- ⑦本人より任意継続被保険者でなくなる旨、申出があったとき → 申出月の翌月1日が喪失日

住所の取扱いについて

◇令和5年12月の省令改正により、加入者（被保険者、被扶養者）全員の住民票上における住所把握が必要となりました。

◇以下の機会に、届出にて住所情報をご提出ください。

資格取得時 → 「被保険者資格取得届」

扶養認定時 → 「被扶養者異動届」

住所変更時 → 「住所変更届」

（被保険者は住民票上の住所又は居所住所の変更があった時。被扶養者は住民票上住所の変更があった時）

◇被保険者住所につきましては「医療費のお知らせ」の送付先とさせていただきますので、居所住所が住民票上住所と異なる場合には、居所住所情報についてもご提出いただきます。（被扶養者については、居所住所情報は不要です。）

=MEMO=

被保険者資格に関するQ&A

Q1 パートタイマーは、被保険者となるか

A

パートタイマーを被保険者として取り扱うかどうかは、その身分関係だけで一律に判断することなく、使用関係の実態に応じて判断します。具体的には、パートタイマーが、事業所と実態を伴う使用関係にあると判断され、1週間の労働時間および1ヶ月の所定労働日数が、その事業所の通常の就労者の4分の3以上であれば、原則として健康保険および厚生年金保険の被保険者として取り扱います。

ここでいう「実態を伴う使用関係」とは、事業主の指揮監督のもと労務を提供し労務の対価として報酬を受ける関係であり、就業規則などの諸規程または雇用契約（口頭の場合を含みます。）により事業所において相当な期間継続して使用されることが明確にされている関係をいいます。

Q2 労働時間（労働日数）が通常の就労者の4分の3以上とは

A

1週間の労働時間が通常の就労者の4分の3以上というのは、例えば通常の労働者の労働時間が1週40時間なら30時間以上の勤務時間があるということです。

（例）40時間×3/4＝30時間以上

1ヶ月の労働日数が通常の労働者の勤務日数の4分の3以上というのは、例えば通常の労働日数が24日なら18日以上勤務日数があるということです。

（例）24日×3/4＝18日以上

Q3 試用期間中の人は、被保険者となるか

A

職員の採用にあたって、入組（入会）後職員としての適格性をみるため一定の試用期間を設けることがあります。この場合臨時的雇用期間ではありませんので、適用除外という「臨時に使用される者」には該当しません。したがって、はじめから被保険者となります。なお、試用期間中の職員と事業所とのあいだに事実上の使用関係があることは、いうまでもありません。

Q4 非常勤役員は、被保険者となるか

A

健康保険（厚生年金保険）では、適用事業所に使用される人は、原則としてすべて被保険者となります。役員の地位にあっても、常勤・非常勤の区別に関係なく、事業主との間に実質的な使用関係があれば、被保険者として取り扱います。しかし、非常勤の役員が単に名目上の地位で、名誉職であったり、他の法人の役員を兼務し非常勤として勤務する法人に不規則に出勤して、定まった報酬もないような場合、使用関係にあるとはいえません。よってこの場合、被保険者となることはできないと解されます。

Q5 外国人は被保険者となるか

A

事業所に外国人が使用される場合、その事業所が健康保険や厚生年金の適用事業所であれば、外国人職員(社員)は国籍に関係なく被保険者となります。

Q6 被保険者の区分変更とは

A

特定適用事業所(被保険者数が50人を超える事業所)における被保険者の雇用形態が「通常の労働者」から「短時間労働者」または「短時間労働者」から「通常の労働者」に変更した場合は「区分変更届」を提出してください。

Q7 既に取得届を提出した者が採用辞退を申し出たときの取り扱いとは

A

現実に労務に使用される状態となっていなければ資格取得となりません。資格取得届を提出している場合は、取消しとなりますので、取得届の余白に「取消」と赤字で表記のうえ提出して下さい。

=MEMO=

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

Q8 被保険者資格の要件を満たさない月が3月続いているときの取り扱いとは

A

資格取得後、4分の3基準を満たさなくなった状態が2月連続し、引き続き同様の状態が続くと見込まれる場合、原則として満たさなくなった月から3月目の初日に資格喪失となります。

短時間労働者の場合、週20時間を満たさなくなった状態が2月連続し、引き続き同様の状態が続くと見込まれる場合には上記同様に資格喪失となります。

Q9 職員等が退職した場合、被保険者資格の喪失日はいつになるか

A

被保険者は、退職などにより適用事業所に使用されなくなったときに被保険者資格を喪失することになります。この「使用されなくなったとき」とは、労務の提供、報酬の支払、人事管理などの実態により判断します。また、事実上の使用関係がなくなったときは、退職、解雇などその事由が発生した日の翌日が資格喪失日となります。なお、被保険者が死亡したとき、適用除外になったときも同様に、事由該当の翌日が資格喪失日となります。

Q10 退職後も健康保険を継続できるのか（任意継続被保険者制度）

A

退職すると自動的に健康保険の被保険者資格を喪失しますが、被保険者期間が2ヶ月以上あった場合には、引き続き2年間は、個人で被保険者になることができます。これを健康保険の任意継続被保険者といいます。任意継続被保険者の制度は、健康保険が強制保険、団体加入を原則としているのに対して例外的に個人加入が認められている制度です。退職などで、資格喪失した被保険者がさらに他の適用事業所に使用されて再び被保険者になるまでの一定期間中に病気やケガによって生活上の不安に陥ることのないよう、暫定的に被保険者となることを認め、これにより生活を保護するために設けられた制度です。

Q11 任意継続被保険者の保険料はネットバンキングでの振込はできるか

A

ネットバンキングやATMからのお振込みも可能です。
振込方法等は、取扱い金融機関までお問い合わせ下さい。

なお、任意継続被保険者の保険料の口座振替は行っておりませんので、お手数でもお振込み手続きをお願いします。

Ⅲ. 報酬（詳細は「算定基礎の手引き」をご覧ください）

◇社会保険における報酬とは、労働の対償として経常的かつ実質的に受ける賃金・給料・俸給・手当・賞与等被保険者の生計に充てられるもの全てが包含され、金銭によるものと金銭以外の現物によるものとに区分されます。

ただし、臨時に受けるもの、3ヶ月を超える期間ごとに受けるもの、恩恵的なもの、実費弁償的なもの等は、例外的に報酬から除外しています。

◇金銭以外の現物（食事・住宅等）は、報酬に加算されます。事業主が個々の事例につき適正に評価することは事実上困難であるため、画一的な基準（価額）が厚生労働大臣の告示により示されています。

標準報酬月額

◇標準報酬月額とは、現実に支給される報酬とは別に仮定的に設けられる報酬等級区分（P.65）であり、被保険者が現実に受ける報酬をこの等級区分にあてはめ保険料徴収の規準となる報酬月額を定めたものです。

◇標準報酬月額は、第1等級58,000円から第50等級1,390,000円までの50段階に区分されています。健康保険事務の迅速化を図るうえで便宜上、被保険者の報酬をこの等級にあてはめることとしています。

標準報酬月額の決定

1. 取得時決定

◇職員を新たに採用したときなど、その者が受ける報酬を標準報酬月額の等級区分に置き換えて決定します。

◇「被保険者資格取得届」に報酬を記載する場合、次の①～②により決定して下さい。

- ①月給・週給など一定の期間によって定められている報酬については、その報酬を月額に換算した額
- ②日給・時間給・出来高給・請負給などの報酬については、その事業所で前月に同じような業務に従事し、同じような報酬を受けた者の平均額

（事例）

- 月給者 基本給＋通勤手当・住宅手当など＋残業手当（見込）＝報酬月額
- 契約社員等 （日給×出勤日数）＋通勤手当など＋残業手当（見込）＝報酬月額
- 短時間労働者 （時給×時間×日数）＋通勤手当など＝報酬月額

◇取得時に決定した標準報酬月額の適用期間は、原則として次のとおりです。

- 1月1日～5月31日までの決定  その年の8月31日まで
- 6月1日～12月31日までの決定  翌年の8月31日まで



2. 定時決定

◇毎年1回すべての被保険者について、実際に受ける報酬が標準報酬月額の等級に合致しているかどうか、決まった時期に「被保険者報酬月額算定基礎届」を提出し、次の①～③により標準報酬月額の再決定を行います。

- ①毎年7月1日現在で使用される事業所において、同日前3ヶ月間（4月・5月・6月いずれも支払基礎日

数17日以上)に受けた報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として、その年の9月からの標準報酬月額を決定します。

- ②6月1日以降に被保険者資格を取得した者と7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額が改定され、または改定されるべき被保険者(7月から9月までのいずれかの月で「随時改定」に該当した場合のこと)については、その年の定時決定は行いません。
- ③継続した3ヶ月(4~6月)に受けた報酬であり、かつ支払基礎日数17日未満の月を除外することとし、原則として1年間(9月~翌年8月まで)、標準報酬月額を固定します。

◇支払基礎日数の算定について

標準報酬月額の定時決定及び随時改定において、算定の対象とする月の報酬支払いの基礎となった日数のことを支払基礎日数といい、その算定にあたっては次による。

1. 月給者については、各月の暦日数による
2. 月給者で欠勤日数分に応じ給与が差し引かれる場合にあっては、就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数によること
3. 日給者については、各月の出勤日数によること

◇パートタイマー(短時間労働者)については、支払基礎日数の特例が設けられています。

◎3ヶ月とも17日未満の場合に、15日以上月の月により算定する特例

支払基礎日数	標準報酬月額の決定方法
3ヶ月とも17日以上ある場合	3ヶ月の報酬月額の平均額により算出
1ヶ月でも17日以上ある場合	17日以上月の報酬月額の平均額により算出
3ヶ月とも15日以上17日未満の場合	3ヶ月の報酬月額の平均額により算出
3ヶ月とも15日未満	従前の標準報酬月額

◇特定適用事業所の短時間労働者の支払基礎日数は、各月11日以上あるか否かで判断します。

3. 随時改定

◇昇(降)給等により被保険者の受ける報酬が大幅に変わったときは、標準報酬月額の定時決定を待たずに「被保険者報酬月額変更届」により随時改定を行います。

随時改定の要件は次の①~③全てに該当した場合行います。

- ①昇(降)給やベースアップなどによる固定的賃金の変動、または賃金(給与)体系の変更があった
- ②固定的賃金の変動月以降引き続く3ヶ月間に受けた報酬の平均額による標準報酬月額と、すでに決定

されている標準報酬月額とを比較して著しい差（2等級以上の差）が生じること。

- ③3ヶ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あること。（特定適用事業所の短時間労働者は11日）ただし、パートタイマー等の支払基礎日数の特例（15日）は適用しません。

□**固定的賃金**

基本給・週給・日給・管理職手当・役付手当・家族（扶養）手当・住宅手当・通勤手当・資格手当（監査士・社労士等）・危険（高圧ガス・毒劇物等）手当・技術手当・自動車（農機具）整備士手当・営農手当・渉外LA手当・葬祭手当など、稼働実績に直接関係なく月単位で一定額（率）が継続して支給される賃金（手当）のこと

□**非固定的賃金**

時間外（残業等）手当・宿直手当・精勤手当・共済推進手当・貯金手当・購買推進手当など、支給額が一定でなくその人の稼働実績等により支給される賃金（手当）のこと

◇**固定的賃金の変動と月額変更（随時改定）の関係は次のとおりです。**

報酬	固定的賃金	↑	↑	↑	↓	↓	↓	← 変動の原因
	非固定的賃金	↑	↓	↓	↓	↑	↑	
3ヶ月の報酬の平均額(※) 2等級以上の差		↑	↑	↓	↓	↓	↑	← 変動の結果
月額変更(随時改定)		○	○	×	○	○	×	

(※) 3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上で、現在の標準報酬月額と2等級以上の差が生じたと仮定します。

変動の原因である「固定的賃金」と変動結果である「3ヶ月の報酬の平均額」の矢印が同じ向きするとき、月額変更(随時改定)が必要となります。

◇7月から9月までのいずれかの間に随時改定に該当する被保険者は、その年の算定基礎（定時決定）は行いません。

4. 育児休業等を終了した際の改定

◇育児休業等（又は産前産後休業）を終了した後、育児等を理由に報酬が低下した場合であっても、随時改定の事由に該当しないときは、次の定時決定が行われるまでの間、被保険者が実際に受け取る報酬額と標準報酬月額は、かけ離れたものになります。このようなギャップを解消するため、育児休業（又は産前産後休業）を終了したときに、被保険者が事業主を経由して健康保険組合に申し出（「育児休業（又は産前産後休業）終了時報酬月額変更届」の提出。）した場合、標準報酬月額を改定することができます。

◇育児休業（又は産前産後休業）終了時報酬月額変更届において改定される対象者・基準・改定の時期は、次の①～③のとおりです。

- ①改定対象者・・・育児休業（又は産前産後休業）を終了した日において、3歳未満の子を養育している被保険者です。

②改定基準・・・育児休業（又は産前産後休業）終了月（ただし、終了した日が月末である場合には、その翌月）以後3ヶ月間に受けた報酬の平均月額（基礎日数17日未満は除きます。）を標準報酬月額等級区分にあてはめ、現在の標準報酬月額と1等級以上の差が生じたときに改定します。

③改定時期・・・育児休業（又は産前産後休業）終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月から改定します。なお、改定された標準報酬月額は、次の定時決定まで有効となります。

5. 保険者算定

◇標準報酬月額が通常の方法で算定しがたいとき、または通常の方法によって算定されたものが著しく不当なときは、保険者が報酬月額を算定し、標準報酬月額を決定します。

健康保険組合では、保険者算定を行うため次のとおり基準を定めています。

（報酬月額算定基準抜粋）

3 定時決定に際し、法令に基づき通常の方法で算定し難い場合は、次の方法により保険者算定を行う。

（1）4、5、6の3月とも報酬支払基礎日数が17日未満のとき

（2）4、5、6の3ヶ月において、3月分以前の給料の遅配分を受け、又は遡及昇給により数月分の差額を一括して受ける等、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けたとき

（3）4、5、6月のいずれかの月に低額の休職給をうけたとき

（4）4、5、6月のいずれかの月にストライキによる賃金カットがあったとき

（5）業務の性質上、例年特定の期間の報酬額がその他の月と比べて著しく異なるようなとき

この場合、（1）は従前の等級、（2）は9月以降において受けるべき報酬月額（異常受領額を控除した額）、（3）（4）は3月とも該当すれば従前の等級、2月以下なら9月以降において受けるべき報酬月額（当該月を除く）の実績を用いる。

4 業務の性質上、例年特定の時期の報酬額がその他の月と比べ著しく異なるようなときは、過去1年間の月平均報酬額から算出した報酬月額とする。

標準報酬月額の有効期限

◇一度決定した標準報酬月額はそれぞれ有効期限があります。

①取得時決定のとき

ア. 1月1日～5月31日までに決定した標準報酬月額は、その年の8月31日まで

イ. 6月1日～12月31日までに決定した標準報酬月額は、翌年の8月31日まで

②定時決定のとき

定時決定によって決定された標準報酬月額は、その年の9月1日から翌年の8月31日まで

③随時改定のとき

ア. 1月～6月までの間に改定された標準報酬月額は、その年の8月31日まで

イ. 7月～12月までの間に改定された標準報酬月額は、翌年の8月31日まで

◎ただし、①②の決定においても、その期間内に随時改定が行われるときは、随時改定の前月までが有効期限となります。

標準賞与額

◇賞与の範囲とは、賃金・給料・俸給・手当・賞与・その他どんな名称であっても、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち「年3回以下」支給されるものをいいます。

◇標準賞与額は、実際に支給された賞与等の額から1,000円未満を切り捨てた額が標準賞与額となりますので「被保険者賞与支払届」に記入のうえ提出して下さい。

なお、被保険者一人あたりの標準賞与の当該年度（4月から翌年3月末日）限度額は、年間累計573万円とされています。

対象となるもの	対象とならないもの
賞与(役員賞与も含む)、ボーナス、期末手当、年度末手当、夏(冬)季手当、勤勉手当、臨時ボーナス手当、年末一時金などの賞与性のもの(年3回以下支給の場合)、その他定期的でなくとも一時的に支給されるもの	年4回以上支給されている賞与(標準報酬月額の対象となります) 結婚祝金、大入袋等(ごく限定的な取扱いとなります)

=MEMO=

電子申請による届出

◇特定法人（資本金・出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人等）に該当する事業所は健康保険組合へ提出する3届出（算定基礎届・月額変更届・賞与支払届）の電子申請が義務化されています。なお、上記3届出以外の届出や、特定法人に該当しない事業所からの電子申請も可能ですのでご活用ください。

電子申請を利用するための準備

（1）人事給与システムによるAPI連携

現時点で、健康保険組合に対する申請方法は、民間サービス事業者が提供する人事給与システムのAPI連携を利用しマイナポータルへ接続する方法となります。システム側の対応状況は人事給与システム毎に異なりますので、ご利用のシステムベンダーにお問合せください。

（2）認証システムの取得

法人共通認証基盤のGビズIDの取得が必要となります。取得方法については、GビズIDのホームページ（<http://gbiz-id.go.jp>）をご確認ください。

電子申請による届出

以下の15届出が受付可能です。

- ①算定基礎届
- ②月額変更届
- ③賞与支払届
- ④被保険者資格取得届
- ⑤被保険者資格喪失届
- ⑥被扶養者異動届
- ⑦新規適用届
- ⑧任意適用申請書
- ⑨任意適用取消申請書
- ⑩一括適用承認申請書
- ⑪産前産後休業取得者申出書/変更（終了）届
- ⑫育児休業取得者申出書/変更（終了）届
- ⑬産前産後休業終了時報酬月額変更届
- ⑭育児休業終了時報酬月額変更届
- ⑮介護保険適用除外等該当・非該当届

IV. 保険料

◇健康保険に加入すると健康保険料を納めることとなります。また、40歳以上の被保険者は介護保険料も併せて納めます。保険料は毎月の報酬と賞与等に応じた額となり、事業主と被保険者がそれぞれ負担します。

◇健康保険料は、一般保険料と調整保険料からなります。一般保険料は健康保険組合の事業に必要な経費である医療費の支払いや現金給付、健康づくりの補助金等に充てられています。また高齢者の医療費を支えるための財源（納付金・拠出金）としても使われています。

◇調整保険料は、全国の健康保険組合が共同で実施している「交付金交付事業」の財源に充てられるため、各健康保険組合が拠出している保険料です。（健康保険組合連合会へ納めています。）

◇介護保険料は、介護保険制度の保険者である市町村にかわって、健康保険組合が40歳以上65歳未満の被保険者から代理徴収し納付しています。

保険料率の決め方

◇健康保険料は、被保険者の標準報酬月額「1000分のいくつ」という割合で決められ、事業主と被保険者とで負担します。健康保険料率は、30/1000～130/1000とすることが健康保険法において規定されています。また事業主と被保険者の負担割合は折半が原則とされていますが、自主的に負担割合を決めることも認められています。

◇介護保険料率は、毎年健康保険組合ごとに定められる「介護給付費納付金」に基づき決められます。

	①健康保険料		②介護保険料
	一般保険料	調整保険料	
事業主	49.84%	0.69%	9.4%
被保険者	44.86%	0.61%	9.4%
計	94.70%	1.30%	18.80%
健康保険料率合計 (一般保険料率+調整保険料率)	96.00%		

保険料の徴収

◇被保険者の得喪と保険料の関係は次のとおりです。

	保険料徴収の有無
資格取得月	○
資格喪失月	×
得喪が同月	○

事例①

退職日が3月31日の場合、資格喪失日は4月1日となります。この場合、3月分の保険料は徴収されますが、喪失月の4月分保険料は徴収されません。

事例②

退職日が3月30日の場合、資格喪失日は3月31日となるので、喪失月である3月分の保険料は徴収されません。

保険料の納付義務

◇被保険者が納付すべき保険料の納付義務者は、被保険者を使用している事業主となります。したがって、健康保険料や介護保険料の告知書（領収書）や督促等はすべて事業主あてに送付されます。

◇当月に加入している被保険者分の請求額を翌月の10日に「保険料納入告知書」（介護保険料を含む。）をもって請求します。納付期日は告知月の25日（法令の納入期限は告知月の末日まで。）とし、JA茨城県信連を代理収納機関に定め口座振替（自動振替決済）により納入していただきます。口座振替が確認できしだい領収書を発行します。なお、法令の期限を過ぎますと延滞金が発生しますのでご注意ください。

健康保険料納入告知書		
〒		
住所		
事業所名	御中	
記号		
<p>※なお法定にもとづく保険料納付期限は、令和 年 月 日です。</p> <p>この処分不服があるときは、審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行うことができ、処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日から6か月以内（審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内）に、健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）</p>		
<p>納入告知日 令和 年 月 日</p> <p>下記のとおり「健康保険貯金振替決済契約」にもとづき決済いたします。</p> <p>〒310-0022 水戸市梅香1-5-5 茨城県農協健康保険組合 理事長 八木岡 TEL 029(232) 2270・2271</p>		
納付目的	令和 年 月 分 保険料	
告知金額	円	
告知額内訳	健康保険料	円
	基本保険料	円
	特定保険料	円
	調整保険料	円
介護保険料	円	
決済日	令和 年 月 日	

産前産後休業期間中の保険料免除

◇産前産後休業（出産の日以前42日（多胎妊娠の場合98日）、出産の日後56日）をする被保険者は、申出（「産前産後休業取得者申出書」を提出します。）のあった月から休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、保険料（健康保険料・介護保険料）が免除されます。賞与に係る保険料も同様に免除されます。

◇出産日の関係など（予定日と出産日の相違）で産休期間が変更されたときや休業予定期間の前日までに休業を終了したときは、「産前産後休業取得者申出書（終了）」の提出が必要となります。

育児休業期間中の保険料免除

◇育児休業を取得された場合は、「育児休業取得者申出書」を提出します。なお、産前産後休業と異なり月々の保険料と賞与に係る保険料とで免除される要件が違います。

◇月々の保険料免除の要件

開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が異なる場合 ⇒ 月末に育児休業を取得していること

開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が同じ場合 ⇒ 14日以上育児休業を取得していること

◇賞与に係る保険料免除の要件

1月を超える期間かつ月末に育児休業を取得していること

◇保育所待機等の理由で育児休業を延長する場合や、終了予定日より早く育児休業を終了した場合には、「育児休業取得者申出書（延長・終了）」の提出が必要となります。

V. マイナ保険証（従来の保険証も令和7年12月1日まで利用できます）

◇令和7年12月1日をもって、従来の「健康保険証」は廃止され、翌2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体の「マイナ保険証」へ完全移行することとなります。

なお、マイナ保険証を保有されていない被保険者等には、後述する「資格確認書」が交付されます。

マイナ保険証

◇マイナ保険証とは、マイナンバーカードを保険証として利用できるよう登録したものです。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには、次の①～②の手順が必要となります。

①マイナンバーカードの取得

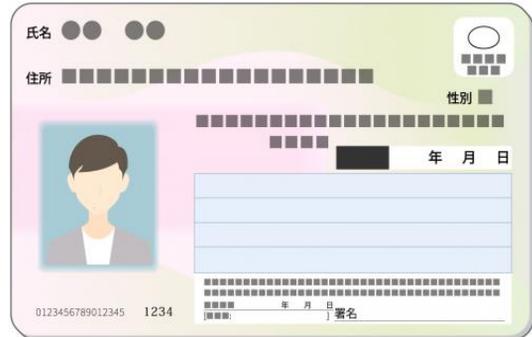
◆ 3つの方法があります。

- A オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- B 郵便による申請（手書きの申請書から）
- C まちなかの証明写真機からの申請

②マイナ保険証の利用登録

◆ 3つの方法があります。

- A 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- B セブン銀行ATMから行う
- C マイナポータル（スマートフォン）から行う



資格取得時と喪失時

◇加入する健康保険が変わっても、マイナンバーカード自体に変更はありません。

健康保険組合等が資格取得届等を受理すると、健康保険組合等がオンライン資格確認システムに対象者の個人番号等を情報登録することで利用できます。また、資格喪失届等を受理すると、対象者の資格喪失情報をオンライン登録することになります。

有効期限と再交付

◇マイナ保険証に有効期限はありません。ただし、マイナンバーカード自体とその電子証明書に有効期限が定められています。有効期限通知書が市区町村より届いた場合、更新手続きが必要となります。

◇マイナンバーカードを紛失した場合、お住いの市区町村にて再発行の手続きが必要となります。

マイナ保険証の利用登録解除

◇登録済みのマイナ保険証の利用意志がなく、資格確認書の交付を希望する場合にのみ限ります。

マイナ保険証の利用登録を解除したい場合、健康保険組合に対し申請（「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」）することができます。解除申請受付の翌月末日にマイナ保険証の利用登録が解除され、後述の「資格確認書」が交付されます。

資格情報のお知らせ

◇「資格情報のお知らせ」（P.25参照）は、被保険者（被扶養者）の記号・番号が記載されており、健康保険の給付金申請の際に記号・番号を確認するときや、マイナ保険証未対応の医療機関を受診する際に必要となります。

1. 交付される時期

◇事業所から「被保険者資格取得届」や「被扶養者異動届」等が提出されますと、健康保険組合は記載内容等を確認し間違いがない場合、「資格情報のお知らせ」を交付します。交付を受けたら、資格情報のお知らせに記載された情報に誤りがないかご確認ください。記載誤りがあった場合、健康保険組合まで申し出て下さい。

2. 再交付

◇「資格情報のお知らせ」を紛失・棄損した場合は、「資格情報のお知らせ再交付申請書」により再交付ができます。

資格確認書

◇マイナンバーカードを持っていない方は、「資格確認書」を用いて保険診療を受けることができます。「資格確認書」は、従来の保険証と同じサイズでプラスチック素材のカード型です。

「資格確認書」は、申請または職権により交付しますが、経過措置期間中（令和7年12月1日まで）、有効な保険証を持っている場合は原則「資格確認書」の交付はしません。従って有効な保険証を持っている加入者と有効な保険証を持っていない加入者で、交付の取り扱いが異なります。

1. 交付対象者

◇申請が必要な場合

- A. マイナンバーカードを紛失または更新中の場合
- B. マイナ保険証での受診が困難（要配慮者（※1））で、介助者等の第三者が同行して資格確認を援助する必要がある場合

◇職権交付（※2）する場合

- C. マイナンバーカードを取得していない場合
- D. マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録を行っていない場合
- E. マイナ保険証の利用登録解除を申請した場合
- F. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合
- G. マイナンバーカードを返納した場合

（※1）要介護の高齢者や障害をお持ちの方

（※2）健康保険組合が加入者のマイナ保険証の利用登録状況を把握し健康保険組合の判断にて交付すること

2. 有効な保険証を持っていない加入者（令和6年12月以降の加入者）

- ①前ページC～Gに該当した場合、取得時であれば資格取得届等の発行希望欄に☑し、「資格確認書」の交付を受けます。取得後（加入中の場合）については、職権交付にて対応します。
- ②前ページA、Bに該当した場合、「資格確認書（再）交付申請書」の提出により交付を受けます。

3. 有効な保険証を持っている加入者（令和6年11月以前からの加入者）

- ①前ページC～Gの該当者に対し、令和7年11月中旬、一括して職権交付されます。
- ②前ページA、Bに該当した場合、「資格確認書（再）交付申請書」の提出により交付を受けます。
- ③令和7年12月1日までに氏名変更等あるいは、有効な保険証を紛失した場合、「資格確認書（再）交付申請書」の提出により交付を受けられます。（経過措置期間における例外的な取り扱い）

資格確認書の有効期間と再交付

- ◇「資格確認書」の有効期間は、交付日から4年経過後の3月31日（年度末）までです。有効期間が切れる時点で交付対象に該当する場合には、事前に職権交付を行う予定です。
- ◇「資格確認書」の再交付が必要な場合は、「資格確認書（再）交付申請書」にて申請して下さい。

被保険者（被扶養者）資格の喪失と資格確認書の返納（回収）

- ◇資格確認書の有効期間が満了した場合は返納（回収）は不要となります。
- ◇被保険者が退職等により資格を喪失した場合、「被保険者資格喪失届」の提出とともに「資格確認書」を返納（回収）することになります。（被扶養者の資格確認書についても同様に返納（回収）して下さい。）資格喪失日までの回収にご協力下さるようお願いいたします。
- ◇資格確認書を紛失（滅失）した、又は2回以上督促したが被保険者であった者と連絡が取れない等の理由により回収できない場合は、「被保険者証（資格確認書・高齢受給者証・限度額認定証）回収不能届」を提出して下さい。

旧保険証（令和7年12月1日まで有効な保険証）の取り扱い

- ◇加入者が令和7年12月1日より前に資格喪失（家族の場合は削除）した場合は、返納（回収）して下さい。12月2日以降の場合は返納（回収）不要となります。

＝MEMO＝

様

〒310-0022
茨城県水戸市梅香1-5-5
茨城県農協健康保険組合
TEL 029-232-2270
保険者番号 06080352

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
また、あなたの資格情報のデータ登録が完了しましたので、交付年月日の翌日（予定）より、マイナ保険証により医療機関等の受診が可能となります。
※データ連携の際、万が一エラーが発生した場合は、別途ご連絡いたします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

本人（被保険者）	記号	番号	（枝番）
氏名			
フリガナ			
資格取得年月日		令和 7年 月 日	
交付年月日		令和 7年 4月 1日	
負担割合		※負担割合・発効期日・有効期限は高齢受給者の方のみ表示しております。	

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。
－ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら －



マイナ保険証の読み取りができない等の例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

資格情報のお知らせ

発行通番 令和 7年 4月 1日交付
茨城県農協健康保険組合
本人（被保険者） 保険者番号 06080352
記号 番号 （枝番）
氏名
資格取得年月日 令和 7年 月 日

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

被保険者資格証明書（前記した「資格確認書」とは異なります。）

◇被保険者または被扶養者が病院等で診療を受けたいとき、次の理由でマイナ保険証の使用ができない、または資格確認書が手元にない場合には、「被保険者資格証明書」を事業主が交付することで保険診療が受けられます。

- (1) 被保険者（被扶養者）の資格取得（更新）手続きにより、マイナ保険証のオンライン情報連携が完了していない、または資格確認書がまだ発行されていない場合
- (2) 資格確認書の滅失（紛失）あるいは、氏名訂正（変更）、生年月日の訂正をするため、再交付の手続き中である場合

◇証明書を発行する場合、次の①～④のことに注意して下さい。

- ①証明書は、被保険者（正）と健康保険組合控（副）と2部ありますので漏れなく記載して下さい。
- ②証明書の有効期間は5日間です。有効期間を超える場合、再発行する必要があります。
- ③マイナ保険証のオンライン情報連携の完了または資格確認書の交付があった場合、証明書は健康保険組合まで返納して下さい。
- ④被扶養者資格の更新中にあつては証明書を発行できますが、被扶養者資格を新規申出している場合には証明書の発行はできません。

マイナ保険証に関するQ&A

Q1 以前交付された「保険証」を所持している者が念のためとして「資格確認書」の交付を希望した場合の取り扱いとは？

A 所持されている「保険証」は、令和7年12月1日まで有効です。よって、「資格確認書」は交付されません。
ただし、例外的な対応として、氏名訂正等やむを得ない事由がある場合（マイナ保険証を保有していない場合に限りです。）のみ、届出していただければ交付します。

Q2 子供が修学旅行に参加する際などマイナ保険証を携帯させることが心配であるため、「資格確認書」の交付申請をしたい旨申し出があった場合？

A 申し出の理由においては、「資格確認書」の交付認められておりません。代替措置として、「資格情報のお知らせ」やマイナポータルの資格情報画面を印刷したもので保険診療を受けることができます。なお、当該措置は文科省をとおし各学校等に通知されておりますので、学校側へお問い合わせ願います。

Q3 マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには

- A** マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、利用登録が必要です。初めて医療機関等を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。また、ご自身のスマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリやセブン銀行のATMからも事前に利用登録が可能です。

Q4 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合の取り扱いは？

- A** マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた後、3ヶ月を経過するまではマイナ保険証として利用可能であるため、「資格確認書」の職権交付は3ヶ月を経過するタイミングで行われます。
なお、有効期限切れの時点でマイナ保険証による継続利用の意思がない場合、「資格確認書（再）交付申請書」を提出いただければ「資格確認書」を発行します。

Q5 マイナ保険証を保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたい場合、交付することは可能か

- A** 資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のため資格確認書を持っておきたいという理由で交付することはできません。

Q6 マイナンバーカードの保険証利用登録ができているか確認する方法は

- A** マイナポータルの「マイナンバーカードの健康保険証利用」→「申込状況を確認」→「健康保険証としての登録状況」で確認ができます。
(<https://web.hir.myna.go.jp/Accept/checkStatus>)
登録が完了した場合は、健康保険証としての登録状況に「登録完了」と表示されます。

VI. 被扶養者

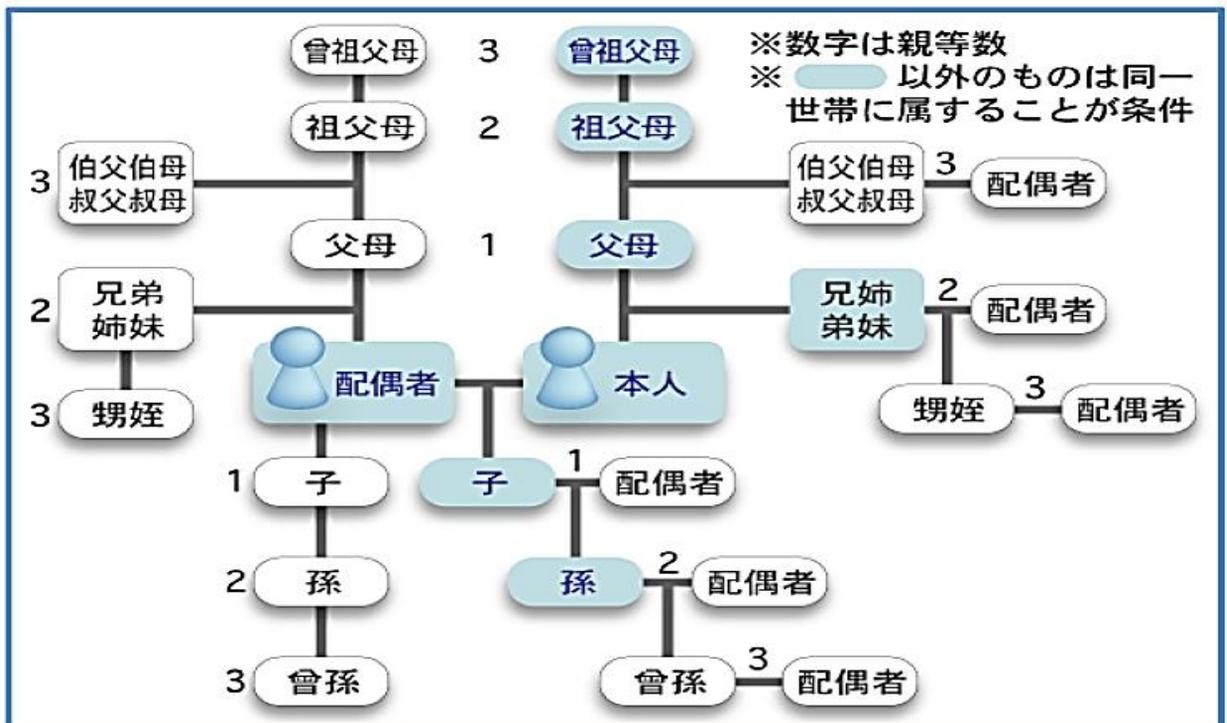
◇被保険者により生計を維持している家族の疾病等は、被保険者の経済上あるいは精神的な面で多くの負担を与え、被保険者の労働力（生産性）、生活状態に影響を及ぼすことが想定されます。健康保険法では、家族の疾病等にも保険給付を行い被保険者の負担を軽減するため、被扶養者制度が設けられました。

◇健康保険でいう扶養とは、税法上や事業所の給与規程などでいう扶養家族（親族）とは意味合いを異にします。健康保険の扶養は、被保険者による経済的援助が継続的にあることが前提となり、被扶養者の認定を行います。経済的扶養とは、被保険者が扶養になろうとする家族の生活費の半分以上を常に賄っている（生計を維持している）ことをさします。

被扶養者の範囲

◇被扶養者の範囲は次の（１）～（４）のとおりです。

- （１）被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、孫および兄弟姉妹であって主として、その被保険者により生計を維持しているもの。
- （２）被保険者の3親等内の親族で、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者に生計を維持しているもの。
- （３）被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母および子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持しているもの。
- （４）上記（３）の配偶者の死亡後における、その父母および子であって引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその者により生計を維持しているもの。



被保険者の直系尊属

◇直系とは、一つの系列をなして連続する親子関係の父母から子孫へ直通する系列をいいます。尊属とは、本人より上の方を指します。したがって、被保険者の直系尊属とは被保険者本人からみた祖父母・父母・子をいい、配偶者の直系尊属は含みません。

配偶者および内縁の妻（夫）

◇配偶者とは、民法上届出をしている者は勿論ですが、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（内縁関係）についても配偶者とみなします。なお、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、民法上の届出をすれば法律上の配偶者となり得る者を指します。

よって、既に法律上の配偶者がいる場合は、重ねて婚姻の届出をすることができないため、内縁の妻（夫）には該当しません。また、民法上婚姻が禁止されている「再婚禁止期間の100日を経過していない婦女の婚姻」、「近親者間の婚姻」、「養親子等の間の婚姻」の場合等も同様に内縁の妻（夫）には該当しません。

民法上の子

◇子は民法上の実子および養子縁組して養子となった子のことをいいます。よって、離縁し、子ではなくなった場合や里子（他人の家に預けて養育してもらう。）または事実上養育している他人の子は被扶養者として認定できません。

同一世帯

◇健康保険法での同一世帯とは、住居と家計を共にすることで、住居を共にするとは同じ屋根の下で生活することをいいます。具体的には住民票で確認しますが、被保険者が必ずしも世帯主であることを必要としません。

◇知的障害者更正施設等に入所する（している）場合における同一世帯の捉え方は、病院または診療所に入院する場合と同様に、一時的な別居であると考えられるので、被保険者と住居を共にしている（同一世帯）として取り扱います。ただし、この取り扱いは従来より被保険者と住居をともにしていた者に限られます。

単身赴任についても、一時的な別居と考えます。

被扶養者の収入基準

◇被扶養者としての届出に係る者（以下、「認定対象者」）の収入基準は次のとおりです。

1. 同一世帯に属する場合

①60歳未満



原則として130万円未満かつ被保険者の年間収入の1/2未満

②60歳以上（又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者）



原則として180万円未満かつ被保険者の年間収入の1/2未満

2. 別世帯（別居）の場合

上記1の収入基準を満たしており、かつ認定対象者の収入が被保険者の仕送り額（援助額）未満

年間収入の範囲（被保険者および認定対象者）

◇年間収入とは、税金等控除前の収入の合計額であり、生活費に充てられるすべてのものを指します。

具体的には、公的年金（遺族年金含む。）・給与（賞与含む。）・農業収入等・利子・配当収入・失業給付・傷病手当金・出産手当金・副業（原稿料、講演料等）・不動産収入などです。

失業保険（傷病手当金・出産手当金・労災の補償金等）の取扱い

◇失業保険（傷病手当金・出産手当金・労災の補償金等）受給中は、一般的には被扶養者として認定しませんが、この給付が少額な場合などは個々の実情に照らして認定を行います。支給日額の基準は次のとおりです。

○60歳未満の者		日額 3,612円未満	} の場合は認定
○60歳以上の者		日額 5,000円未満	

自営業者の年間収入

◇自営業者（農業・小売店等経営）の場合には、直接的必要経費（原材料費等）を差し引いた残りの額が生計を維持するために投入し得る額となります。ただし、健康保険の控除できる直接的必要経費の解釈は、税における必要経費と必ずしも一致するものではなく、必要最小限のものであることに留意して下さい。

◇直接的必要経費であるものと、そうでないものの区別は次の①②とおります。

①直接的必要経費であるもの（収入より控除できるもの）

 原材料・小作料・賃借料・給料（他人）・外注工賃・家賃（事業用）・水道光熱費（事業用）・通信費（事業用）・荷造運賃・消耗品費・広告宣伝費・種苗費・素畜費・肥料費・飼料費・農具費・農薬衛生費・諸材料費

②直接的必要経費でないもの（収入より控除できないもの）

 減価償却費・青色申告特別控除・貸倒金・貸倒引当金・租税公課・雑費・損害保険料・利子割引料・福利厚生費・諸会費・新聞図書費・接待交際費・修繕費

夫婦共同扶養

◇被保険者とその配偶者が共働きで、子を共同で養育（扶養）している場合、その子の被扶養者資格は夫婦それぞれの年間収入を比較し多い方の扶養として認定されます。この場合の年間収入とは、前年のものをいいます。

◇夫婦双方の収入が同程度の場合、その世帯の生計を主として維持する者の被扶養者となります。

なお、同程度とは、夫婦双方の年間収入の差額が、多い方の年間収入の概ね1割以内である場合と解釈されます。

◇夫婦双方の前年の収入を比較する際、前年と現在の収入が著しくかけ離れている場合には、現在の収入から将来を見込み比較することとします。

◇子が複数いる場合、夫婦双方に分けて扶養認定することはできません。ただし、被保険者または配偶者の育児休業中の認定については、この限りではありません。

同居する実養父母の取扱い

◇民法において夫婦の同居義務と扶助義務、結婚生活を維持する費用の負担、日常の家事の費用と夫婦連帯責任が規定されています。健康保険では、この規定を根拠に実養父母を「夫婦一体」とし、夫婦の年間収入合計額が360万円（@180万円×2人）以上（60歳未満は1人あたり130万円を基準とする）の場合には、扶養認定しません。

なお、この夫婦一体の取扱いは全てにおいて一律に判定するわけではなく、実養父母がいずれかの被用者保険に加入していないこと、実養父母の片方が年間収入の基準を超過していても合算すれば基準未満（360万円未満等）となる場合には実養父母を夫婦一体として扱わずに基準額未満の片方の親を個別認定します。ただし、年間収入を超過したもう片方の親と被保険者の年収を比較し、被保険者の方が少ない場合においては、認定対象者（基準額未満の親）と被保険者との間に生計維持関係はないものと判断されるので個別認定はしません。（詳細は、P.37～P.38の「参考資料」をご覧ください。）

別居する家族の取扱い

◇認定対象者の収入が基準額以内であり、かつ被保険者からの仕送り額（援助額）が認定対象者の収入より多い場合には、原則として被扶養者となります。仕送り額を確認する書類として、次の①～③のいずれかを「被扶養者異動届」に添付します。

- ①仕送りが振込の場合 → 貯金通帳[㊟]（通帳の表紙と仕送り額が記帳されているページ、他は黒塗り）
- ②仕送りが送金の場合 → 現金書留の控え[㊟]
- ③手渡しの場合 → 被保険者の貯金通帳[㊟]（現金を引出した事実のわかるページ、他は黒塗り）

◇認定対象者が16歳未満、または16歳以上であって学生の場合、送金事実の確認は省略します。

75歳以上の者の取扱い

◇被扶養者が75歳（寝たきり等の人は65歳）になると、後期高齢者医療制度へ加入します。したがって、健康保険組合の被扶養者資格を削除する手続きが必要となります。

◇被保険者が75歳になって後期高齢者医療制度の被保険者になったとき、その被扶養者も健康保険組合の被扶養者資格を喪失します。

◇後期高齢者へ移行する被扶養者については、健康保険組合より届出を送付しますので、記載事項を確認のうえ返送して下さい。

年収の壁への対応

◇収入が130万円（60歳以上又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円）を上回った場合でも、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を提出することで、被扶養者認定又は認定継続される取扱いとなります。

◇新たに被扶養者の認定を受ける際や被扶養者資格確認調査の際に提出いただく収入確認書類において、現に上記年間収入基準額を超えている方もしくは年収換算すると同基準額を超える方は、通常提出を求めている書類と併せて、【被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書】及び雇用契約書をご提出いただきます。

被扶養者資格の削除

◇既に認定されている被扶養者が、結婚・就職・死亡・収入基準額超過（失業保険受給開始）等、削除すべき事由が発生した場合には、「被扶養者異動届」を健康保険組合まで提出して下さい。また、被扶養者が就職した場合、就職先の健康保険組合から交付された「資格情報のお知らせ」（又は「資格確認書」）⑤を添付して下さい。なお、「被扶養者異動届」に個人番号の記入があれば「資格情報のお知らせ」（「資格確認書」）⑤の添付は省略できます。

◇削除の届出、手続き等が遅れるとマイナ保険証のオンライン情報連携ができないことから、その期間の医療費については、一旦全額自己負担となり、ご自身で新たに加入した健康保険組合に請求することとなりますので、削除事由が発生した際には速やかな届出をお願いします。

事由(※)	削除日	添付書類
結婚	配偶者の被扶養者として認定された日で削除	資格情報のお知らせ⑤ 又は、資格確認書⑤
離婚	除籍された日で削除	戸籍謄本⑤
死亡	死亡日の翌日で削除	
基準額超過	届出のあった日から削除(遡及する場合あり)	
就職	新しい加入先の資格取得日で削除	資格情報のお知らせ⑤ 又は、資格確認書⑤

(※) ここに示す削除事由は一例です。削除事由については健康保険組合までお問い合わせ下さい。

被扶養者異動確認通知書

◇令和6年1月から被扶養者の認定・削除・不認定について、社会保険審査官に対する審査請求の対象となることが厚生労働省から通知されました。

◇健保組合からは認定・削除・不認定の際に審査請求等が可能であることを記載した「被扶養者異動確認通知書」を送付しておりますので、被保険者へお渡しください。

生計維持関係の判定(参考)

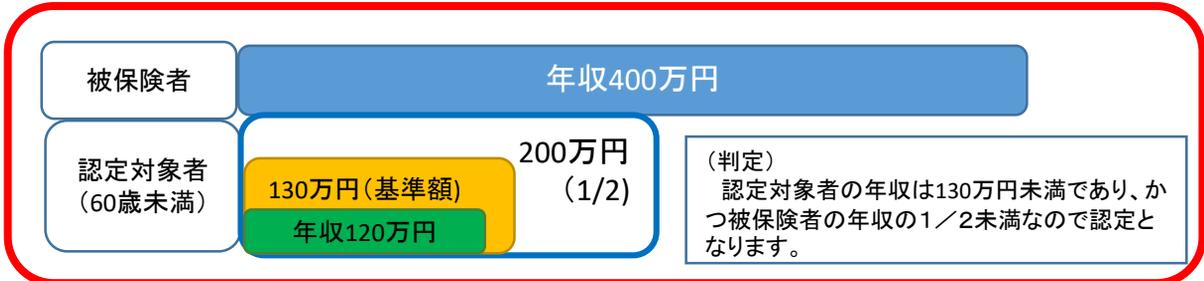
◇被保険者が扶養になろうとする家族の生活費の半分以上を常に賄っていること、いわゆる生計維持関係があるか否かが被扶養者の認定には重要です。また、収入のある認定対象と被保険者の生計維持関係の判断については、次のケースを参考にして下さい。

1. 同一世帯の場合

○ケース1. 被保険者の年収が300万円、60歳未満の認定対象者の年収が180万円の場合



○ケース2. 被保険者の年収が400万円、60歳未満の認定対象者の年収が120万円の場合



○ケース3. 被保険者の年収が200万円、60歳未満の認定対象者の年収が120万円の場合



2. 別居（別世帯の場合）

○ケース4. 被保険者からの仕送りが140万円、60歳未満の認定対象者の年収が90万円の場合



○ケース5. 被保険者からの仕送りが100万円、60歳未満の認定対象者の年収が120万円の場合



◇認定対象者が60歳以上または障害者の場合は、上記の「130万円」は「180万円」となります。
上記に示したケース1～6は、一般的な事例です。届出する際の参考として下さい。

被扶養者資格確認事務

◇健康保険組合は、「健康保険法施行規則第50条」により、被扶養者資格の検認（確認）について毎年実施することが求められています。根拠となる条文は次のとおりです。

健康保険法施行規則第50条 （資格確認書の検認又は更新等）

保険者は、毎年一定の期日を定め、資格確認書の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認をすることができる。

2 事業主は前項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、資格確認書又は、被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、被保険者にその提出を求め、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

3 被保険者は、前項の規定により資格確認書又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを事業主に提出しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しない。

4 任意継続被保険者は、第1項の検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認のため、被保険者証又は被扶養者に係る確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを保険者に提出しなければならない。

5 保険者は、第2項又は前項の規定により資格確認書の提出があったときは、遅滞なく、これを検認し、又は更新して被保険者に交付しなければならない。

6 保険者は、前項の規定により被保険者に資格確認書を交付しようとするときは、これを事業主に送付しなければならない。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、これを被保険者に送付することができる。

7 事業主は、前項の規定により資格確認書の交付を受けたときは、遅滞なく、これを被保険者に送付しなければならない。

8 保険者は、第5項の規定により任意継続被保険者に資格確認書を交付しようとするときは、これを任意継続被保険者に送付しなければならない。

◇被扶養者について、認定当時の状況（収入および家族構成）と現在の実態がかけ離れたものとなっていないか、現在も被扶養者の資格を有する状況にあるかどうか、その点について確認事務を行い被扶養者資格の最適化を図るものです。

◇被扶養者資格の確認事務の実施時期および実施する続柄順は次のとおりです。

なお、1年で被扶養者全員の資格確認を実施することは困難なため、続柄①～④の順序で毎年実施いたします。

1. 実施時期 毎年1月～2月頃
2. 続 柄 ①父母 → ②子 → ③配偶者 → ①に戻る

◇確認事務の結果、被扶養者に基準額を超過する収入がある場合、就職して就職先の健康保険に加入した等、被扶養者の資格要件に合致しない理由が認められたときは資格削除となります。

また、資格確認事務の期日を過ぎても、確認書類等の提出がない場合についても、同様に資格削除となりますのでご留意願います。

被扶養者資格に関するQ&A

Q1 扶養関係現況書は、届出する家族1人につき1部作成するのか

A 認定対象者を扶養するに至った理由や就労状況および家族関係等を確認するため、1人につき1部作成をお願いしています。

Q2 配偶者が退職したため扶養したいが、どのような書類が必要か

A 「被扶養者異動届」と「扶養関係現況書」に加え以下の書類が必要となります。

- ①被保険者と配偶者の続柄が記載されている住民票（写）
- ②配偶者の直近の課税証明書（写）
- ③配偶者が就労していた場合、退職したことを証明する書類（写）
（例：「退職証明書」、「雇用保険離職票」、「健康保険資格喪失証明書」など）

※①、②はマイナンバーでの省略が可能です。なお、上記①～③以外にも必要に応じ書類を依頼する場合があります。

Q3 当方（性別は女性）は、育児休業中であり今後収入が減少する見込みであるため、このたび出生した第2子を配偶者が加入する健康保険組合で扶養申請したい、なお、既に第1子は当方が加入する健康保険組合にて扶養認定されているが、第1子と第2子を分けて扶養することは可能か

A 主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、すでに被扶養者となっている子については当該休業期間中、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しない取扱いが可能です。一方、新たに誕生した子については、原則に則り被保険者と配偶者の年間収入比較し、出生時の実態に応じて認定するため、結果として第1子と第2子が分かれることもあり得ます。

Q4 配偶者との離婚が成立し子の扶養を配偶者から異動したい。どのような書類を準備したらよいか（なお親権は当方にある）

A 被保険者と配偶者の離婚が成立し、子の親権が被保険者側にある場合の被扶養者資格の異動については、配偶者が加入する健康保険組合が発行する子が被扶養者資格を削除された証明書（「資格喪失証明書」等）が必要となります。
また、被保険者と配偶者の離婚日の記載がある「戸籍謄本」（写）もしくは、離婚届の「受理証明書」もあわせて必要となります。
この外、実態に応じ必要書類を徴収する場合があります。

Q5 両親を扶養にいれるには、どのような書類が必要か

A

「被扶養者異動届」と「扶養関係現況書」に加え以下の書類が必要となります。

- ①被保険者と両親を含め同一世帯全員の続柄が記載されている住民票（写）
 - ②同一世帯全員の収入、無収入の証明書（課税・非課税証明書、年金通知書等の写）
- ※①、②はマイナンバーでの省略はできません。また、上記①②以外にも必要に応じ書類を依頼する場合があります。

Q6 被保険者とその両親は敷地内別居であり住民票は異なるが、同居とみなし認定されるのか

A

敷地内別居している両親の家計を被保険者が担っていることが客観的に判断できれば認定されます。

ただし、両親と同居する親族が他にいて、その親族の収入が被保険者の収入を上回る場合においては、被保険者が両親の家計を担っていると判断できないので認定されません。

Q7 遠方に別居する両親を扶養する場合はどのような要件が必要となるか

A

遠隔地に別居している両親の収入以上の仕送り額が必要となります。

なお、別居する両親に同居する親族がいて、その親族に収入がある場合においては、その親族が加入する健康保険組合に被扶養者資格の届出を行って下さい。

Q8 被保険者が育児休業に入り収入が減少する見込み、すでに認定されている子について配偶者側に異動することは可能か

A

主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合、すでに被扶養者となっている子については当該休業期間中、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しない取扱いができます。もちろん、自ら扶養異動手続きを希望する場合は可能です。

なお、育児休業終了後に引き続き配偶者よりも被保険者が収入が低いときは、育児休業終了日の翌日をもって配偶者の加入する健康保険組合へ異動することとなります。

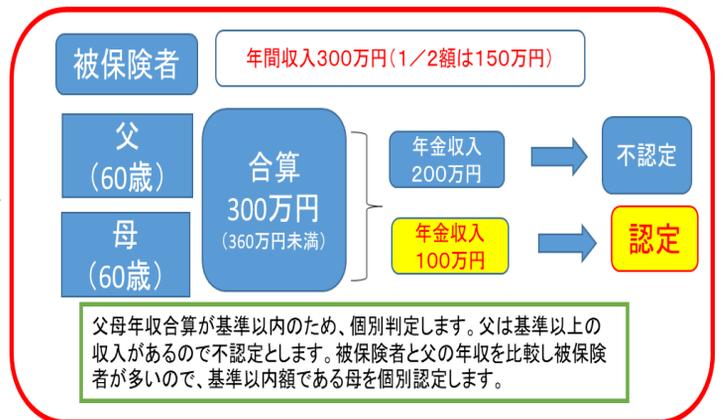


被扶養者の認定について (同居する父母の取扱い)

父母の被扶養者資格の取扱い(条件付きで個別判定)

(夫婦一体の条件付き判定)

一律に判定しない前提として、①父母と同居していること。②父母いずれかが被用者保険に加入していないこと。③父母の年収合算が基準未満(60歳未満は1人あたり130万円、60歳以上は1人あたり180万円とし、その合算額。)であること。④被保険者の年収が父母のそれぞれの年収より多いこと。



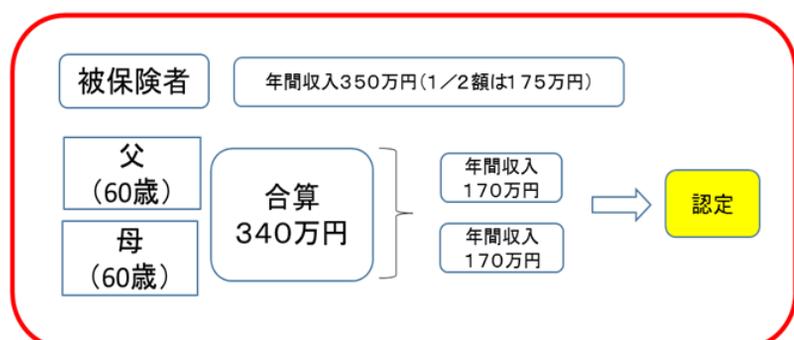
ケース1. 父(60歳)の年収が180万円、母(60歳)の年収が180万円の場合



(判定結果)

父母ともに、年収が基準額(180万円)以上あるので不認定とします。

ケース2. 被保険者の年収が350万円、父(60歳)の年収が170万円、母(60歳)の年収が170万円の場合



(判定結果)

父母ともに、年収が基準額(180万円)未満かつ被保険者の年収の1/2未満であるので認定とします。

ケース3. 被保険者の年収が600万円、父(60歳)の年収が370万円、母(60歳)の年収が0円の場合



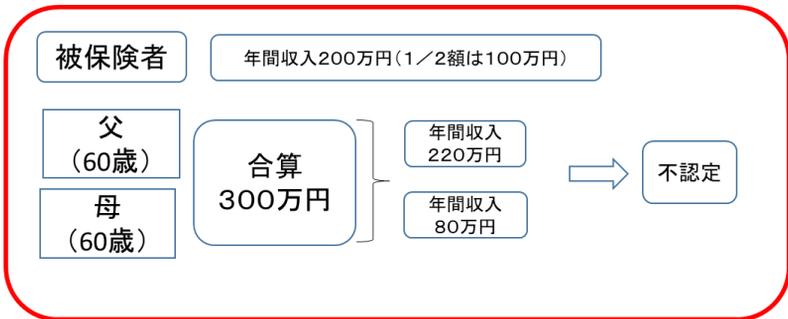
(判定結果)
 父母の年収合算が基準額(360万円)を超えているので、父母とも不認定とします。なお無収入の母の生計を維持するのは夫婦一体の考えによって、父であると判断します。

ケース4. 被保険者の年収が360万円、父(60歳)の年収が180万円、母(60歳)の年収が170円の場合



(判定結果)
 父母の年間収入の合算が360万円未満であるので、夫婦一体ではなく個別の生計維持関係を判断します。父の年収は基準額(180万円)以上なので不認定とします。母の収入については、基準額内であり、かつ被保険者と父の年収比較から被保険者が多いため、被保険者が生計を維持すると判断するので、母を個別認定します。

ケース5. 被保険者の年収が200万円、父(60歳)の年収が220万円、母(60歳)の年収が80万円の場合



(判定結果)
 父母の年間収入の合算が360万円未満であっても、父の年収は基準額(180万円)以上なので不認定とします。母の収入については、基準額内であるも、被保険者の年収より父の年収が多いため、主として生計を維持するのは父と判断するので、夫婦一体として扱い不認定とします。

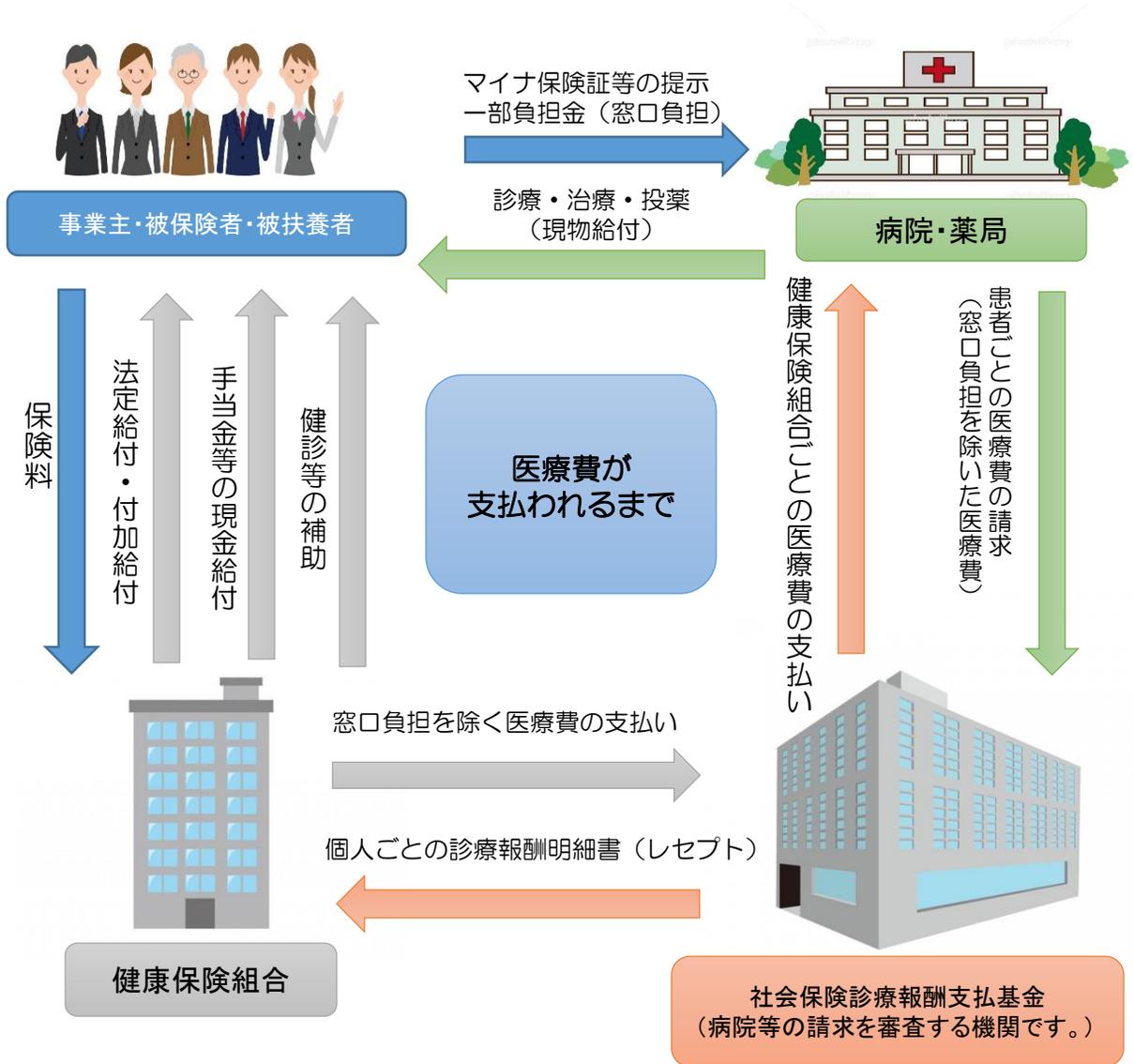
=MEMO=



VII. 保険給付

◇保険給付には、健康保険法の規定に基づき、給付される「法定給付」と健康保険組合が独自に支給する「付加給付」があります。

また、医療機関にマイナ保険証（資格確認書）を提示し、一定割合の自己負担で診療や治療、投薬などを受けることを「現物給付」、出産や休職したときに受ける手当金等を「現金給付」といいます。



◇病院等に保険証を提示すると、被保険者と被扶養者の皆さんは費用の一部を負担すれば良いことになっています。自己負担を除く医療費は健康保険組合が社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）をとおり病院等へ支払います。

この財源は、言うまでもなく皆さんが毎月納付される保険料です。医療費の不正請求や無駄がないよう、支払基金で審査が行われ、健康保険組合へレセプトが送付されます。健康保険組合においてもレセプトの内容点検等を実施し、医療費の適正化に努めています。

	業務上・通勤災害を除く	法定給付	付加給付
病 気 や ケ ガ で 仕 事 が で き な い と き	<p>◆<u>病気やケガのため仕事を休み給与が受けられないとき</u> 本人が療養のため仕事を4日以上休んで給料を受けられないときには、4日目から1日につき直近12ヶ月間の標準報酬月額¹の3分の2が受けられます。(支給開始から通算して1年6ヶ月間) また、給料の支給があっても、支給されるはずの「傷病手当金」より低いときは、その差額分の支給があります。(P.50～P.51)</p>	<p>【傷病手当金】 「直近の継続した12ヶ月間の標準報酬月額¹の平均の3分の1」の3分の2を²通算して1年6ヶ月間</p>	
	出 産 し た と き	<p>◆<u>本人が出産したとき</u> 「出産育児一時金」が支給されます。また、本人が出産のために仕事を休んで給料がもらえないときには、「出産手当金」が受けられます。給料の支給があっても、支給されるはずの「出産手当金」より低いときは、その差額分の支給があります。(P.52)</p> <p>◆<u>被扶養者(家族)が出産したとき</u> 「家族出産育児一時金」が受けられます。(P.53)</p>	<p>【出産育児一時金】 【家族出産育児一時金】 1児につき、500,000円 (産科医療補償制度加算対象外、488,000円)</p> <p>【出産手当金】 「直近の継続した12ヶ月間の標準報酬月額¹の平均の3分の1」の3分の2を、²出産(予定)日より前42日(多胎妊娠の場合98日)から産後56日まで</p>
死 亡 し た と き		<p>◆<u>本人が死亡して家族が埋葬したとき</u> 「埋葬料」が支給されます。被保険者に家族や近親者がいなく、友人や事業所等が埋葬を行ったときには、埋葬料の範囲で「埋葬費」が支給されます。(P.54)</p> <p>◆<u>被扶養者(家族)が死亡したとき</u> 「家族埋葬料」が支給されます。(P.54)</p>	<p>【埋葬料】 【家族埋葬料】 50,000円 【埋葬費】 埋葬料の範囲で支給</p>
	退 職 し た あ と	<p>◆<u>傷病手当金・出産手当金</u> 退職時に傷病手当金・出産手当金を受けている(要件を満たしている)ときは、期間満了まで受けられます。(P.55)</p> <p>◆<u>出産育児一時金</u> 退職後6ヶ月後に¹出産したときは、²出産育児一時金を受けられます。(P.55)</p> <p>◆<u>埋葬料(費)</u> 退職後3ヶ月以内に死亡した場合、または上記の傷病手当金・出産手当金を受けている間、さらに受けなくなってから3ヶ月以内に死亡したとき受けられます。(P.55)</p>	<p>【傷病手当金】 【出産手当金】 【出産育児一時金】 【家族出産育児一時金】 【埋葬料】 【家族埋葬料】 【埋葬費】</p>

健康保険が使える診療の範囲

- ①診察 → 医師・歯科医師による診察のほか、必要な検査も含まれます。
- ②薬剤・治療材料の支給 → 院内または薬局で薬を受け取ります。包帯などは支給されます。
- ③処置・手術・その他の治療 → 注射・麻酔・精神科専門療法なども含まれます。
- ④在宅での療養上の管理や看護 → 医師や看護師等が訪問する場合の交通費は患者負担となります。
- ⑤入院および入院時の看護

健康保険が使えないもの

◇業務上（工作中）の災害および通勤災害

勤務先の仕事の原因で起きたケガや病気、通勤途上の事故によるケガ・病気は労災災害補償保険（労災保険）の適用を受けるので健康保険の対象とはなりません。

ただし、健康保険の被保険者または被扶養者の業務上のケガについて、労災保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務に起因するものを除き、健康保険の給付対象となります。（例：副業として行う請負業務中やインターンシップ中、シルバー人材センターの業務中に負傷した場合など。）

◇病気と見なされないもの

- ①単なる疲労や倦怠感に対する栄養剤の注射
- ②正常な妊娠や出産
- ③経済上の理由による妊娠中絶
- ④美容整形
- ⑤健康診断

◇給付の制限

- ①故意の犯罪行為または故意の事故を起こしたとき
- ②けんか、酒酔い、著しい不行跡による事故
- ③正当な理由なく療養に関する指示に従わないとき
- ④不正な行為で保険給付を受けようとしたとき

健康保険の給付が全部または一部制限されます。

治療と直接関連しない実費の支払い

◇入院中のおむつ代等、治療や看護に関連しない物やサービスにかかる費用は、医療機関が患者に対して実費負担を求めることができます。患者は医療機関から実費請求の内容と料金についての説明を受け、文書による同意をしたうえで費用を支払い、他の費用と区別した内容のわかる領収書を発行してもらうようにして下さい。なお、「施設管理費」などの曖昧な名目での実費請求や処置のさい使用するガーゼ代などは保険診療に含まれますので、実費による請求は認められていません。

訪問看護ステーションの利用

◇自宅で療養している難病患者等が訪問看護を受けるつど国が定めた基準による看護費用の3割（未就学児2割・高齢受給者は2割～3割）の基本利用料を交通費の実費とあわせてステーションに支払います。ただし、時間外訪問などの特別なサービスを希望したときにはその特別料金を、おむつ代などの訪問看護サービス以外の費用については実費相当額を、その他の利用料とあわせて支払います。

70歳以上75歳未満の方への高齢受給者証の交付（令和7年12月で発行停止）

◇被保険者・被扶養者のうち、70歳以上75歳未満の者を「高齢受給者」といいます。誕生日が月の初日の場合は70歳の誕生日初日から、それ以外の場合は70歳の誕生月の翌月初日からが該当月となります。

◇高齢受給者には、その人の負担割合を示すものとして、被保険者証とは別に個人単位で「健康保険高齢受給者証」が交付されます。（「マイナ保険証」又は「資格確認書」を使用する方は情報連携済みのため発行ありません。）

◇窓口負担は、原則2割ですが、次の（１）（２）の現役並み所得者は3割負担となります。

- （１） 高齢受給者である被保険者で、標準報酬月額が28万円以上の者
- （２） 上記（１）の被保険者の被扶養者である高齢受給者

ただし、①70歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者の合計収入額が520万円未満の場合、②70歳以上75歳未満の被扶養者がいない場合は、収入額が383万円（後期高齢者医療の被保険者となったため被扶養者でなくなった者がいる場合は520万円）未満であれば、「基準収入額適用申請書」を提出することにより、現役並み所得者とはなりません。

◇負担割合の判定は、定時決定による新たな標準報酬月額が適用される毎年9月1日段階で実施します。標準報酬月額が28万円以上である高齢受給者には、事業主を通じ収入基準に関するお知らせと基準収入額適用申請書が配布されます。新たに28万円以上となった場合には、3割負担の高齢受給者証も交付されます。

なお、随時改定により標準報酬月額が28万円以上となった場合についても同様です。

健康保険高齢受給者証		令和 年 月 日 交付	
発行No.	令和 年 月 日 交付	番号	(枝番)
被保険者	氏名 生年月日 昭和 年 月 日	氏名 生年月日 昭和 年 月 日	住所
対象者	氏名 生年月日 昭和 年 月 日	住所	発効年月日 令和 年 月 日
一部負担金割合	割負担		
健康保険組合	所在地 茨城県水戸市梅香1-5-5 茨城県農協健康保険組合 TEL 029-232-2270		

●●● 高齢受給者証に関するお知らせ ●●●

医療機関で受診される際は、この高齢受給者証と健康保険証又は資格確認書を医療機関の窓口へ提示のうえ受診してください。

[一部負担割合が3割の方へ]
標準報酬月額が28万円以上の被保険者及びその扶養者の方の一部負担は、原則3割負担となりますが、被保険者本人と70歳以上の被扶養者（65歳以上で老人医療の障害認定を受けている方も含む）の方の前年又は前々年収入の合計額が以下の一定額に満たない場合には、申請されますと2割のご負担となります。
◆70歳以上の被扶養者がおられる場合 : 520万円
◆70歳以上の被扶養者がおられない場合 : 383万円

①現にこの収入基準の適用により2割負担となっている方で翌算定月(9月)以降も収入基準の適用を希望する方
②現在3割負担となっている方で新たに収入基準の適用を希望される方につきましては、下記の留意事項をご覧ください。被保険者本人及び70歳以上の被扶養者の方の前年の収入(前々年の場合あり)の合計が一定額に満たない場合は、別添の「基準収入額適用申請書」に必要事項をご記入の上関係書類を添えて、発効年月日の前日までに当健康保険組合へご提出ください。

[留意事項]
※申請期限内に申請書を提出され、収入の合計額が一定額に満たないと認められた方で、3割と表記した高齢受給者証をお持ちの方には、後日、一部負担金の割合を2割と表記した新たな高齢受給者証をお届けします。
※申請期限経過後に申請された場合は、添付書類が申請期限内に用意できない場合や心身の状況により申請期限内に届け出を行うことが困難である場合などやむを得ない理由があると保険者が認める場合を除き、申請があった月の翌月から負担割合が2割に変更されることとなります。
※虚偽の申請に基づき取得した2割の高齢受給者証により医療機関で受診された場合には、刑法上の詐欺罪に該当し、また不正行為による受給として国税徴収の例により給付額の一部を徴収することもあり得ます。

*** 高齢受給者証についてのお問い合わせは当健康保険組合まで ***

(前回発行記録)		所 属
記号番号:	— (枝番)	交付日: 令和 年 月 日
被保険者:	昭和 年 月 日	発効期日: 令和 年 月 日
対象者:	昭和 年 月 日	有効期限: 令和 年 月 日
社員番号:	月 額:	一部負担: 割負担
所 属:	発行通番:	月 額:
		発行通番:
		証回収日:

療養費（やむを得ず自費で診療を受けたとき）

◇健康保険では、医療機関にマイナ保険証等を提示し医療行為を現物として受けることが原則です。ただし、次の①～⑤のような場合は、患者が全額立て替え払いして、後日「療養費支給申請書」に下記の書類を添えて申請すれば自己負担金を除く法定給付分（8～7割分）について払い戻しが受けられます。

- ①やむを得ず自費で診療を受けた（就職後間もなくマイナ保険証等のオンライン情報連携が間に合わなかった、旅先でマイナ保険証等を携帯していなかった等）
- ②海外旅行中、急病によりやむを得ず診療を受けた（治療目的の海外渡航は対象外です。）
- ③治療上の必要性からコルセットなどの治療用装具を購入した（※1）
- ④輸血のため病院を通じて血液（生血）を購入した
- ⑤医師の同意のもと「はり・きゅう・あんま・マッサージ」を受けた

（※1）医師が治療上必要と認めて「関節用装具」・「コルセット」・「サポーター」・小児（9歳未満）の「弱視用眼鏡」などの治療用装具を患者に装着させた場合（治療用装具は1部位に1個が支給対象となります。（※2））、患者が業者に支払った費用の限度内で金額から自己負担分を差し引いた額が療養費として払い戻されます。ただし、日常生活や職業上必要なもの、美容上のものなどは対象になりません。

（※2）例えば「足底装具」の場合、屋内外2個作成したとしても2個目は支給対象外となります。ただし、医師が治療遂行上2個目の必要性を指示し、健康保険組合が治療上やむを得ないと認めるときはこの限りではありません。健康保険組合の判断によります。）

添付書類

- (1) 医療費を自費で払ったとき(立替払)⇒①診療内容が記載された「診療報酬明細書」、②診療に要した費用を証明した「領収書(領収明細書)の原本」
- (2) 国民健康保険など他の保険を使用し、医療費の返還を行ったとき⇒①医療費を返還した保険者から交付を受けた「診療報酬明細書」(封緘されているときは開封せず封筒ごと添付)、②医療費を返還した保険者から交付された「領収書の原本」
- (3) 限度額適用・標準負担額認定証を提示しなかったことにより、食事療養標準負担額を減額されない金額で支払ったとき⇒①食事療養について支払った費用を証明した「領収書の原本」、②「(非)課税証明書」(マイナンバーを利用した情報照会を希望しない場合のみ)
- (4) 生血液を輸血したとき⇒①輸血回数が記載された「輸血証明書」、②血液にかかる費用額や移送にかかった費用額の内訳が記載されている「領収書の原本」
- (5) 自己負担が2割負担の70歳以上の方が、やむを得ない理由で3割負担で医療費を支払ったとき⇒診療に要した費用を証明した「領収書の原本」
- (6) 第三者による傷病の場合⇒「交通事故・自損事故・第三者等の行為による傷病届」(P59～P63)
- (7) 被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合⇒被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等
- (8) 臍帯血を搬送した場合等⇒①搬送に要した費用を証明した「領収書の原本」、②傷病名、搬送理由、搬送元、区間(詳細な経路)、期間、回数を記載した医師の意見書
- (9) 請求する傷病の原因が工作中または通勤途中によるものであって、労働災害の給付を請求中の場合⇒労働基準監督署への照会に関する「同意書」

高額療養費（医療機関での自己負担金が高額になったとき）

◇70歳未満の被保険者（被扶養者）が、同一の医療機関に対して1ヶ月に窓口で支払った一部負担金（自己負担額）が下表の「自己負担限度額」を超えたときは、超えた分が高額療養費として支給されます。この際の申請は不要です。

1ヶ月の自己負担限度額は（表1）のとおり、被保険者を標準報酬月額により5区分した上で設定されています。なお、高齢受給者は別に限度額が定められています。

（70歳未満の1ヶ月あたりの自己負担限度額） （表1）

所得区分	自己負担限度額	多数該当
ア.標準報酬月額83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
イ.標準報酬月額53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
ウ.標準報酬月額28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
エ.標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
オ.低所得者 市区町村民税の非課税者	35,400円	24,600円

◇窓口負担のなかでも、高額療養費の計算の対象外とされるものがあり、これらを除いて自己負担限度額が計算されます。 （表2）

高額療養費の対象となるもの	高額療養費の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○一部負担金(本人)および自己負担金(家族) ○保険外併用療養費・療養費の自己負担額相当 ○訪問看護の基本利用料 	<ul style="list-style-type: none"> ○入院時食事療養費・生活療養費の標準負担額 ○保険外併用療養費の特別料金 ○訪問看護のその他利用料

◇高額療養費の支給要件、支給額などは医療機関から送られる「診療報酬明細書」（以下、レセプト）1件ごとに、健康保険組合が確認します。レセプトは各人1ヶ月ごとに作成され、同一人であれ内科・歯科・調剤・入院または外来別となり、それぞれのレセプトごとに支給要件をみます。

なお、1ヶ月ごととは、診療月ごとという意味です。例えば、4月20日から5月20日までの入院であった場合、レセプトは2件（4月分と5月分）となります。

一部負担金（自己負担金）の算定ルール

（表3）

ルール1	○暦月ごとに算定する。
ルール2	○個人ごとに算定する。
ルール3	○医療機関ごとに算定する。
ルール4	○内科・歯科・調剤ごとに算定する。
ルール5	○入院・外来診療ごとに算定する。

○院外処方の場合は、内科・調剤を一体として算定（調剤合算）することができます。

○調剤合算とは、医療機関に外来受診した患者の薬が、調剤薬局で処方（院外処方）された場合、内科と調剤のそれぞれのレセプトを一体として合算することをいいます。

合算高額療養費

◇同一世帯（70歳未満の被保険者と被扶養者）で同一月に、医療機関において21,000円以上の窓口負担（一部負担金または自己負担金）が複数あった場合、かかった一部負担金等を合算した額から、前ページ（表1）の自己負担限度額を控除した額が合算高額療養費として払い戻されます。

多数該当（P.48参照）

◇同一世帯（被保険者と被扶養者）で、直近12ヶ月以内にすでに3ヶ月以上高額療養費が支給されている場合、4ヶ月目からは前ページ（表1）の所得区分「ア」140,100円、「イ」93,000円、「ウ」44,400円、「エ」44,400円、「オ」24,600円がそれぞれ限度額となります。この額を超えた分全額が払い戻されます。つまり自己負担限度額が4ヶ月目から軽減された額になるということです。

高齢受給者（70歳以上75歳未満）の高額療養費

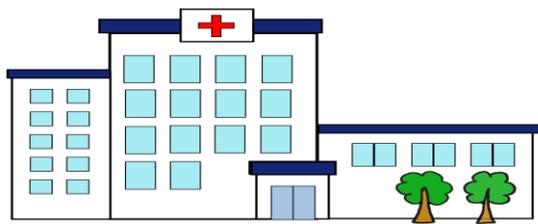
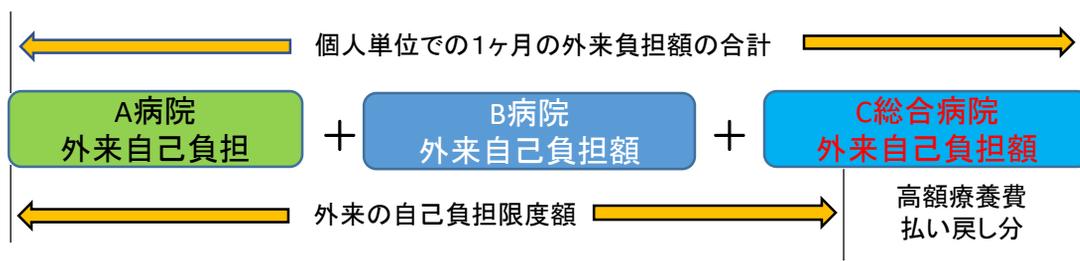
◇70歳以上の高齢受給者については、所得区分が6段階に設定され高額療養費が支給されます。低所得者以外の所得区分は、標準報酬月額83万円以上が「ア」、同53万円～79万円が「イ」、同28万円～50万円が「ウ」、同26万円以下が「エ」の4段階となっています。

低所得者は以下の2段階です。

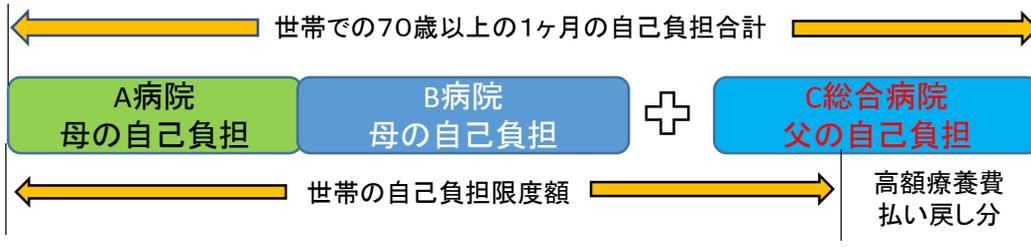
低所得者	Ⅱ	(1)被保険者が次に該当する場合 ①市区町村民非課税者および免除者 ②自己負担限度額減額により生活保護を要しない人 (2)その被扶養者
	Ⅰ	(1)所得が一定基準以下(※) (2)低所得Ⅰの適用(減額)で生活保護を要しない人

(※) 市区町村民税の総所得額等にかかる各種所得（必要経費・法定控除）がない。

◇外来の自己負担額が、1ヶ月に個人単位で限度額をこえた場合、超えた額が高額医療費として支給されます。自己負担額は、同一月・個人単位で医療機関や金額を問わず全てを合算します。訪問看護の基本利用料、療養費の自己負担相当額も合算の対象です。（申請不要です。）



◇同一世帯の70歳以上の自己負担額を金額問わず合算し、越えた分が高額療養費として支給されます。



◇同一月に70歳以上と70歳未満それぞれ負担がある場合には、世帯合算を行うことができます。対象となる負担額は、70歳以上では全ての自己負担額、70歳未満では21,000円（1人、1ヶ月、一医療機関、一診療科あたり）以上の負担額です。

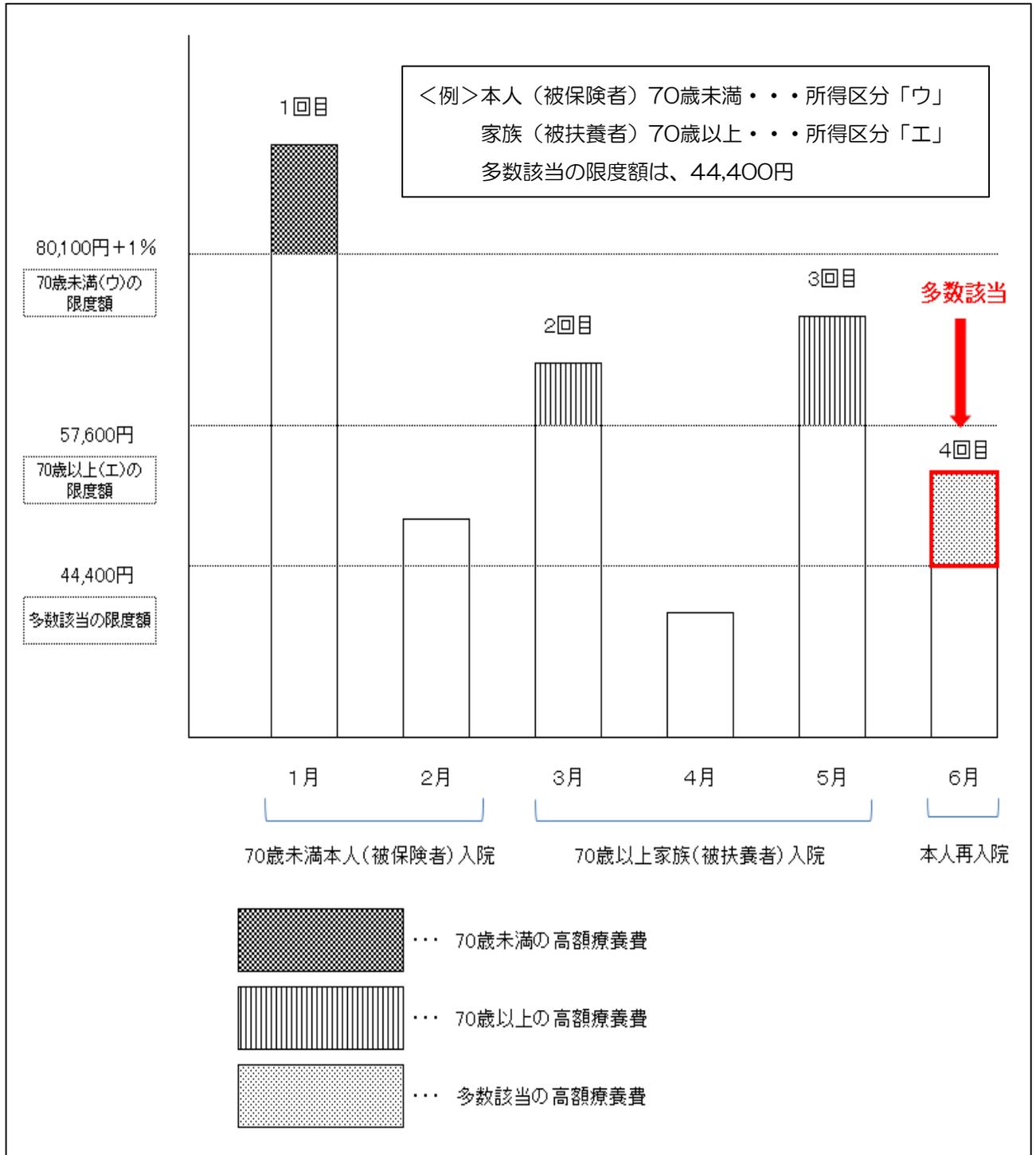
所得区分	70歳以上 (高齢受給者)		所得区分	C:世帯全体 (70歳未満と70歳以上がいる場合)
	A:外来 (個人ごと)	B:世帯単位 (入院を含む)		
ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当: 140,100円>		ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当: 140,100円>
イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当: 93,000円>		イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当: 93,000円>
ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当: 44,400円>		ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当: 44,400円>
エ	18,000円 <年間上限144,000円>	57,600円 <多数該当: 44,400円>	エ	57,600円 <多数該当: 44,400円>
低所得	Ⅱ	8,000円	低所得	35,400円 <多数該当: 24,600円>
	Ⅰ			
		15,000円		

- (1) 世帯全体で合算した自己負担額に対して、限度額「C」が適用されます。世帯全体の限度額は、限度額「B」を適用した後に、なお残る自己負担額について適用されます。
- (2) 多数該当の月数算定にあつては、限度額「A」の適用により支給を受けた月数は算入しません。

◇あらかじめ健康保険組合に申請することで、病院での窓口負担を自己負担限度額にとどめることができます。申請により交付された認定証（所得区分イ・ウに該当する方は、「限度額適用認定証」、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を病院に提示して下さい。なお、マイナ保険証の場合、申請等は必要ありません。

◇所得区分ア・エに該当する方は、高齢受給者証で所得区分が明らかになりますので、認定証の申請（交付）は不要です。

○高額療養費算定における多数該当のイメージ（直近12ヶ月で算定）



- 70歳未満の高額療養費と高齢受給者（70歳以上75歳未満）の高額療養費を通算してカウントします。
- 4回目からは、いずれかの療養にかかる自己負担額も多数該当の適用を受け限度額が引き下げられます。
- ただし、多数該当の回数には高齢受給者の外来にかかる高額療養費は含まれません。

高額療養費の限度額適用（限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付）

◇高額療養費について、あらかじめ健康保険組合から認定を受けていれば、医療機関窓口での自己負担額そのものが、45ページの限度額までにとどめることができます。（高額療養費の現物給付といいます。）

◇自己負担の限度額の適用を受けようとする時は、事前に「限度額適用認定申請書」（低所得者以外）または「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」（低所得者）を健康保険組合に提出して下さい。健康保険組合から交付された認定証と保険証を医療機関窓口提出すれば高額療養費が自己負担限度額までとなります。
※マイナ保険証で受診される場合、事前の限度額適用申請が不要となりますので、ぜひご活用下さい。

◇高齢受給者（70歳以上75歳未満）も同様に、申請により交付された認定証（所得区分イ・ウに該当する方は、「限度額適用認定証」、低所得者Ⅱ・Ⅰに該当する者は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を病院に提示して下さい。ただし、所得区分ア・エに該当する方は、高齢受給者証で所得区分が明らかになりますので、認定証の申請（交付）は不要となります。

高額介護・高額医療費合算療養費

◇医療での一部負担金の額と介護保険の利用者負担額（それぞれ高額療養費・高額介護サービス費等を控除）を合算し、毎年8月から翌年7月までの12ヶ月間の合計額が限度額を超えたとき、越えた分が高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費等として、払い戻されます。

まず、お住まいの市町村に申請し、「自己負担額証明書」の交付を受けてから、健康保険組合に支給申請を行って下さい。

移送費の支給

◇病気・ケガのため、移動困難な患者が、その病気（ケガ）について必要な医療を受けるため医師の指示で一時的・緊急的に移送された場合、移送の費用（交通費）を患者が立替払いし、健康保険組合に申請し必要と認められれば、移送費（家族移送費）として給付されます。（経済的かつ合理的な方法による交通費の範囲です。）手続きは、申請書に医師の意見を受け、領収書を添えて提出して下さい。

＝MEMO＝

傷病手当金（業務外の疾病による療養のため給料がでない場合）

◇被保険者が業務外の疾病または負傷による療養のため仕事を休み給料を受けられない場合、被保険者の生活の安定を図るため、傷病手当金が支給されます。

◇傷病手当金は、次の①～④すべての支給要件に該当する場合に支給されます。

- ①病気・ケガで療養中であること
- ②仕事につけないこと（医師が労務不能と認めること）
- ③4日以上仕事を休むこと（3日間の連続した待期があること）
- ④給料の支払いがないこと（給料を受けていても傷病手当金より少ないこと）

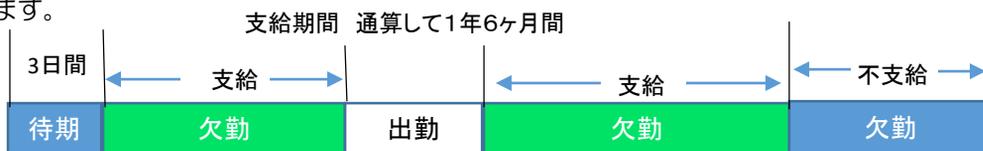
◇待期期間の考え方は次のとおりです。（連続した3日間が待期となります。）

Aさん	休	休	休	出勤	休	休	休	AさんBさん 待期完成
Bさん	休	休	休	休	出勤	休	休	
Cさん	休	休	出勤	休	休	出勤	休	Cさん 待期未完成

※土日、祝日等の公休日も待期期間に算入されます。

◇傷病手当金の支給期間は、連続した3日の待期が完成した後、4日目の休業から支給となります。支給期間は、支給日から通算して1年6ヶ月間を限度とします。

なお、傷病手当金を受けられる期間（1年6ヶ月）が残っていても、厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金や、老齢基礎年金等を受けられるようになると、傷病手当金は打ち切られます。ただし、障害厚生年金や老齢厚生年金等の額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されるなどの調整がおこなわれます。



◇傷病手当金の算定方法は、次の①②の二通りとなります。

①被保険者期間が1年以上の場合

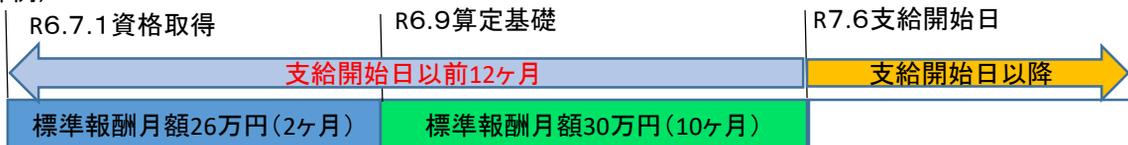
➡ 傷病手当金の支給開始日が属する月以前の直近12ヶ月間の標準報酬月額平均額の1/30の2/3に相当する額

②被保険者期間が1年未満の場合 ➡ 次の（ア）（イ）いずれか少ない方の額

（ア）被保険者期間の標準報酬月額平均額の1/30の2/3に相当する額

（イ）支給開始日の属する年度の前年度の9月30日における健康保険組合に加入する全被保険者の標準報酬月額平均額の1/30の2/3に相当する額

（計算例）



$$(26万円 \times 2ヶ月 + 30万円 \times 10ヶ月) \div 12ヶ月 \div 30日 \times 2/3 = 6,520円 \text{ (支給日額)}$$

※30日で除したところで、1の位を四捨五入し、2/3を乗じた額に小数点があれば第1位を四捨五入します。

○傷病手当金の支給例：療養休暇（休職）期間が終了した後、10日間無給のケース

Aさん45歳

標準報酬月額300千円(12ヶ月平均)

①傷病手当金支給日額を計算

(ア)平均標準報酬月額を日額に換算

→ 300千円 ÷ 30日 = 10,000円(10円未満四捨五入)

(イ)傷病手当金日額を算出

→ 10,000円 × 2/3 = 6,666.666...円 → 支給日額 6,667円(1円未満四捨五入)

Aさんに支給される傷病手当金
66,670円

■傷病手当金支給額

6,667円(支給日額) × 10日(無給の期間) = 66,670円

○傷病手当金の支給例：10日間の無給期間に通勤手当1ヶ月分が支給されたケース

Bさん35歳

標準報酬月額300千円(2ヶ月)・280千円(10ヶ月)

①傷病手当金支給日額を計算

(ア)平均標準報酬月額を日額に換算

→ (300千円 × 2ヶ月 + 280千円 × 10ヶ月) ÷ 12ヶ月 ÷ 30日
= 9,440円(10円未満四捨五入)

(イ)傷病手当金日額を算出

→ 9,440円 × 2/3 = 6,293.333...円 → 支給日額 6,293円(1円未満四捨五入)

②1日あたりの報酬額(通勤手当)を計算

通勤手当 10,000円(月額) ÷ 30日 = 333.333...円

③傷病手当金と報酬を調整した支給日額

6,293円(イ) - 333.333(②)...円 = 5,959.666...円

→ 調整後の支給日額 5,959円(小数点以下切り捨て)

Bさんに支給される傷病手当金
59,590円

■傷病手当金支給額

5,959円(支給日額) × 10日(無給の期間) = 59,590円

○傷病手当金の支給例：無給期間30日間に老齢厚生年金と傷病手当金が調整されたケース

Cさん65歳

標準報酬月額200千円(12ヶ月平均)

①傷病手当金支給日額を計算

(ア)平均標準報酬月額を日額に換算

200千円 ÷ 30日 = 6,666.666...円 → 日額 6,670円(10円未満四捨五入)

(イ)傷病手当金日額を算出

6,670円 × 2/3 = 4,446.666...円 → 支給日額 4,447円(1円未満四捨五入)

②1日あたりの年金額を計算

年金(年額)800,000円 ÷ 360日 = 2,222.222...円

③傷病手当金と年金を調整した支給日額

4,447円(イ) - 2,222.222(②)...円 = 2,224.777...円

→ 調整後の支給日額 2,224円(小数点以下切り捨て)

Bさんに支給される傷病手当金
66,720円

■傷病手当金支給額

2,224円(支給日額) × 30日(無給の期間) = 66,720円

出産手当金（出産のため休業し給料がでない場合）

◇被保険者が出産（分娩）のため仕事を休み給料を受けられない場合、出産手当金が支給されます。

◇出産手当金は、次の①～③の支給要件に該当する場合に支給されます。

- ①被保険者が出産したこと
- ②労務に服していないこと
- ③給料の支払いがないこと（給料を受けていても出産手当金より少ないこと）

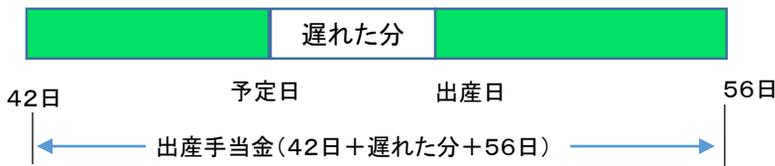
◇出産（分娩）の考え方は次のとおりです。

- 健康保険でいう分娩とは、「妊娠4ヶ月以上の分娩」をさします。また、正常だけでなく早産・流産・死産なども含まれます。
- 「妊娠4ヶ月以上の分娩」とは、受胎後、分娩の予定日までの280日の標準日数を10等分して決められる妊娠月数の三月目を経過し、四月目に入った以後における分娩をさします。妊娠84日（12週）を経過したもの、即ち85日以上の妊娠期間に出産（分娩）したものです。

◇出産手当金の支給期間は、出産日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から、出産日後56日までの間となります。

◇支給額は、傷病手当金と同様に1日につき、直近12ヶ月の標準報酬月額の前平均額の1/30の2/3に相当する額です。被保険者期間が1年未満の場合の取り扱いについても傷病手当金と同様になります。

なお、出産が予定日より遅れた分についても支給されます。

**支給例**

Aさん28歳 出産予定日…5月1日 出産日…5月11日

標準報酬月額300千円（12ヶ月平均）

①出産手当金支給日額を計算

（ア）平均標準報酬月額を日額に換算

$300\text{千円} \div 30\text{日} = 10,000\text{円}$ （10円未満四捨五入）

（イ）出産手当金日額を算出

$10,000\text{円} \times 2/3 = 6,666.666\cdots\text{円}$ 支給日額 6,667円（1円未満四捨五入）

■出産手当金支給額

$6,667\text{円}(\text{支給日額}) \times (42\text{日}(\text{産前}) + 10\text{日}(\text{遅れた分}) + 56\text{日}(\text{産後})) = 720,036\text{円}$

予定日より遅れた場合

Bさん30歳 出産予定日…5月5日 出産日…4月28日

標準報酬月額300千円（12ヶ月平均）

①出産手当金支給日額を計算

（ア）平均標準報酬月額を日額に換算

$300\text{千円} \div 30\text{日} = 10,000\text{円}$ （10円未満四捨五入）

（イ）出産手当金日額を算出

$10,000\text{円} \times 2/3 = 6,666.666\cdots\text{円}$ 支給日額 6,667円（1円未満四捨五入）

■出産手当金支給額

$6,667\text{円}(\text{支給日額}) \times (42\text{日}(\text{産前}) - 7\text{日}(\text{早くなった分}) + 56\text{日}(\text{産後})) = 606,697\text{円}$

予定日より早くなった場合

出産育児一時金（被保険者または被扶養者が出産したとき）

◇被保険者または被扶養者が出産したときには、出産育児一時金として、1児につき500,000円が支給されます。双生児の場合は2人分支給されます。（3人以上の場合も同様に人数分支給されます。）

出産は、妊娠4ヶ月（85日）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工中絶も含まれます。

なお、在胎週数が22週に達してない、産科医療保障制度加算対象出産でない場合は、488,000円の支給となります。

◇支払い方法については、次の3通りです。

①直接支払制度

○出産育児一時金・家族出産育児一時金は、医療機関への申出により健康保険組合から直接、医療機関へ支払われます。出産する被保険者または被扶養者などと医療機関との合意に基づき医療機関が一時金の請求と受け取りを代行します。これにより、妊婦が医療機関窓口で支払う出産費用から、あらかじめ一時金の支給額が差し引かれるため、窓口負担が軽減されます。

なお、出産費用が一時金より少ない場合、後日その差額が健康保険組合から被保険者へ支給されます。

②受取代理制度

○比較的小規模な医療機関などでは、直接支払制度を導入していない場合があります。この場合、被保険者があらかじめ出産前に一時金の請求を行い、その受け取りのみを医療機関に委任することができます。これをさして、「受取代理制度」といいます。直接支払制度と同様に一時金を医療機関が受け取るので妊婦が医療機関で支払う窓口負担が軽減されることになります。

なお、出産費用が一時金より少ない場合、後日その差額が健康保険組合から被保険者へ支給されます。

③現金給付

○直接支払制度または受取代理制度を希望しない場合は、通常の現金給付として、申請書に必要書類を添付のうえ健康保険組合に請求することになります。この場合、一時金全額を被保険者へ支給することになりますので、医療機関等の窓口において一時金は差し引かれません。

<必要書類>

- 「健康保険 出産育児一時金支給申請書」
- 出産費用の「領収・明細書」^⑤

◇被保険者の資格喪失後6ヶ月以内の出産について、直接支払制度を利用する場合には、医療機関に対し「資格喪失証明書」の提示が必要になりますので、ご希望される被保険者は健康保険組合まで申し出て下さい。資格喪失後の給付対象となる条件には、資格喪失日の前日まで継続して1年以上（他の健康保険組合の被保険者であった期間も含まれます。）の加入期間があることです。

◇一時金の二重支給防止の観点から、被保険者だった者が資格喪失後6ヶ月以内の出産により、喪失前に加入していた健康保険組合から支給を受ける場合、現在加入する健康保険組合に一時金の請求はできませんのでご注意ください。（現在加入している健康保険組合か以前加入していた健康保険組合のいずれかの支給を選択して下さい。）

埋葬料（費）・家族埋葬料（被保険者または被扶養者が死亡したとき）

◇被保険者または被扶養者が死亡したときには、埋葬料として1人につき50,000円が支給されます。

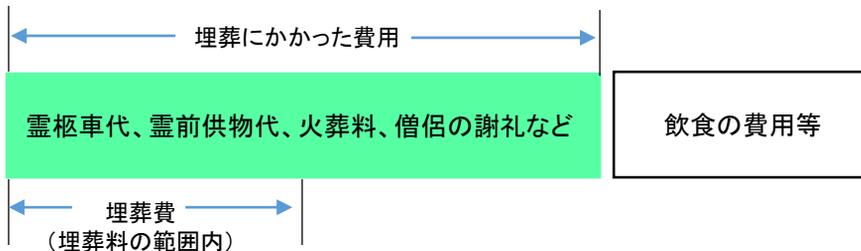
また死産児は、被扶養者ではないので支給対象とはなりません。出産後に死亡が確認された場合は、出産の事実を立証できれば支給対象となります。

◇被保険者が死亡した場合には、家族に対し埋葬料が支給されますが、家族がいないときは、埋葬を行った人に対し、埋葬料（50,000円）の範囲で、埋葬にかかった費用が埋葬費として支給されます。

◇被保険者が死亡したとき、埋葬料の支給をうけられる家族とは、死亡した被保険者に生計を維持されていた人のことです。（生計の一部を維持されていた人も含みます。）また、被扶養者であることを問いません。

親族であっても生計維持関係がまったくない場合は、埋葬料は支給されませんが、埋葬を行った場合には、埋葬料（50,000円）の範囲で埋葬費が支給されます。

◇埋葬費の支給対象となる範囲は次のとおりです。



被保険者に家族がいない場合に支給される「埋葬費」の埋葬にかかった費用とは、直接埋葬に要した実費額をいいますが、埋葬料の範囲を超える分は支給されません。また、葬儀の際の飲食費などの費用は支給対象から除かれます。

◇被保険者が業務上の原因または、通勤災害による病気・ケガで死亡した場合は、健康保険の埋葬料は支給されず、労災保険の葬祭給付または労働基準法に基づく葬祭料が支給されます。

◇健康保険では故意に事故をおこした場合には保険給付を行わないことが原則ですが、死亡については、たとえ自殺であっても埋葬料（費）・家族埋葬料が支給されます。

健康保険組合の付加給付（健康保険組合独自の給付）

◇健康保険組合は、組合規約に定めることにより、法定給付の上乗せ分として付加給付を支給することができます。ただし、県または市区町村の医療福祉制度に該当し公費負担を受けている方は、付加給付の支給対象に該当しません。付加給付の種類は次のとおりです。（申請は不要です。）

○被保険者に対する付加金

（一部負担還元金）

- ・医療機関に受診した際、1人につき1診療科ごとに自己負担が25,000円を越えた場合、その超えた額が支給されます。（1,000未満切り捨て）

（出産育児一時金付加金）

- ・被保険者が出産したとき、1児につき10,000円が支給されます。双生児の場合は20,000円、死産の場合も支給されます。

（埋葬付加金）

- ・被保険者が死亡したとき、20,000円が支給されます。

（合算高額療養付加金）

- 一部負担還元金では、1人つき1診療科ごと25,000円を越えた部分が支給されますが、合算では複数の自己負担額が対象となるので、対象が2人（被扶養者含む）なら足切額が50,000円、3人なら75,000円というように変わります。合算した自己負担限度額がこの足切額を越えた場合、その超えた部分について支給します。（1,000未満切り捨て）

○被扶養者に対する付加金

（家族療養付加金）

- 医療機関に受診した際、1診療科ごとの自己負担が25,000円を越えた場合、その越えた額が支給されます。（1,000未満切り捨て）

（家族出産育児一時金付加金）

- 被扶養者が出産したとき、1児につき10,000円が支給されます。双生児の場合は20,000円、死産の場合も支給されます。

（埋葬付加金）

- 被扶養者が死亡したとき、10,000円が支給されます。

資格喪失後の保険給付

◇傷病手当金

- 被保険者の資格喪失日の前日まで被保険者期間が1年以上継続している人が、資格喪失の際に傷病手当金を受けているか、又は受けられる条件を満たしている場合は、資格喪失後も継続して傷病手当金を受けることができます。この場合、申請書の事業主証明は不要ですが、担当医の意見は必要となります。なお、在職中に傷病手当金の支給を受ける場合とは異なり、老齢を事由とする年金の給付を受けられる場合、傷病手当金は支給されません。ただし、年金額が傷病手当金より少ない場合は、その差額が支給されます。

◇出産手当金

- 被保険者の資格喪失日の前日まで被保険者期間が1年以上継続している人が、資格喪失の際に出産手当を受けられる条件を満たしている場合は、資格喪失後でも出産手当金を受けることができます。

◇出産育児一時金

- 被保険者の資格喪失日の前日まで被保険者期間が1年以上継続している人が、資格喪失後6ヶ月以内に出産したときは、出産育児一時金が支給されます。ただし、家族出産育児一時金については喪失後の給付はありません。

◇埋葬料

- 被保険者資格を喪失した者が次の①～③のいずれかに該当した場合に埋葬料が支給されます。

- ①「資格喪失後の継続給付」（※）を受給中の被保険者であった者が死亡したとき
- ②「資格喪失後の継続給付」（※）を受けられなくなった日から3ヶ月以内に死亡したとき
- ③資格喪失後3ヶ月以内に死亡したとき

（※）「資格喪失後の継続給付」とは、資格喪失後の傷病手当金および出産手当金のことをさします。

◇一部負担還元金・家族療養付加金・合算高額療養付加金

- 被保険者（被扶養者）の資格喪失前日までに医療機関に受診した分について、その付加金の支給日が資格喪失後であっても支給されます。

保険給付の支給について（手続き）

◇保険給付を受ける場合には、被保険者が所定の手続きを行うものと、健康保険組合において自動的に給付手続きされるものに分けられます。なお、保険給付を受ける権利は、健康保険法第193条により、権利消滅時効が2年間と規定されています。（2年を過ぎると保険給付を受けられません。）

いずれの場合も毎月20日（20日が金融機関の休業日の場合その翌営業日）に健康保険組合に登録された口座へお振り込みします。お振り込みする給付金の金額・種別は「保険給付決定通知書」を送付しますのでご確認ください。

◇被保険者の手続きによるものは次の①～⑥です。被扶養者分についても被保険者が手続きを行います。

申請手続きにかかる給付処理は、月末までに届いたものについて翌月20日支払いになります。

- ①療養費（治療用装具等含む）
- ②移送費
- ③傷病手当金
- ④出産手当金
- ⑤出産育児一時金・出産育児一時金付加金（直接支払制度は除く。）
- ⑥埋葬料（費）・埋葬付加金

◇自動的に給付手続きがされるものは次の①～④です。医療機関を受診してから3ヶ月後にお振り込みします。ただし、医療機関から送付されるレセプト（診療報酬明細書）が遅れたときには、給付に要する期間3ヶ月を超える場合もあります。

- ①高額療養費
- ②合算高額療養（多数該当含む）
- ③一部負担還元金（合算高額療養付加金含む）
- ④家族療養費付加金

◇公金受取口座の利用

マイナポータルで事前登録した預貯金口座を給付金の振込先として指定することも可能です。希望する場合は、「保険給付金振込依頼書」にて届出ください。また、被保険者が所定の手続きを行う保険給付については、申請書の公金受取口座利用希望欄にチェックしていただくことで指定することが可能です。

ただし、保健事業に係る補助金等（インフルエンザ予防接種補助金・各健診の補助金等）には、公金受取口座を指定することができません。

◇給付金振込先口座

振込先として登録できる金融機関口座は、特に制限はありません。

＝MEMO＝

VIII. 第三者行為と労災保険

健康保険と労災保険

◇「業務上」または「通勤途上」での事故や災害により、病気やケガをしたときは、健康保険ではなく労災保険で診療を受けなければなりません。通勤途上の災害は、「業務上」とは区別しますが労災保険の適用を受けます。医療機関で治療を受ける際には、事業所に申し出し確認を受けたうえで労災保険による治療を受ける旨、医療機関窓口に伝えて下さい。

◇労災保険には次のようなメリットがあります。

①通院費なども含むすべての治療費が給付され、更に健康保険でいう自己負担金はありません。

②休業補償や傷病補償年金、障害補償年金などがあります。

◇通勤災害等であるにも関わらず、健康保険で診療を受けてしまった場合、健康保険組合が支払った医療費については返還して下さい。労災保険に切り替えする手続きをとって、健康保険組合に返還した医療費を労災保険へ請求して下さい。

◇通勤途上とされるのは、①仕事との関係がある、②住居と事業所等の往復である、③合理的な通勤経路、方法による、④往復の経路から外れたり中断していない、等の要件です。実際の認定にあつては、この要件に照らし個々のケースに応じて実態的に判断されます。

第三者行為と健康保険（「交通事故・自損事故・第三者等の行為による傷病届」を提出して下さい。）

◇自動車事故などの第三者行為によって、病気・ケガをしたときは、被害者は加害者に損害賠償請求できます。被害者がその病気やケガについて、健康保険の給付を受けた場合、もともと加害者が支払うべきものを健康保険組合が負担したことになります。したがって、このようなときは被害者のもっている損害賠償請求権が健康保険組合に移ることになります。（求償権の代位取得）

◇求償権を代位取得した健康保険組合は、被害者の保険給付に要した費用を加害者または自動車保険の会社に請求して取り戻すことになります。

◇健康保険組合が交通事故を知るのが遅れた場合、加害者の自賠責保険会社に連絡をとったときには、すでに賠償限度額の120万円がすべて支払われた後となると、かかった医療費を取り戻すことは困難となります。被保険者の皆様には、交通事故にあった場合すみやかに健康保険組合まで申し出てくださいようお願いします。

◇前述したとおり、交通事故やケンカ等の第三者が原因のケガ（負傷）の治療費は、本来加害者が負担すべきものです。保険証を使用して受診した場合、健康保険組合が加害者にかわり医療費を支払っていることとなりますので、加害者側へ求償（請求）するためにも、速やかに「交通事故・自損事故・第三者等の行為による傷病届」を提出して下さい。

＝MEMO＝

交通事故・自損事故・第三者等の行為による傷病届

記入例

届出者	事業所名	〇〇協同組合		所在地	〒310-0000 水戸市宮町1丁目〇番〇号			
	被保険者証記号-番号	100	-	340	被保険者氏名	健康 一郎		
					職程	事務職		
被害者	氏名	健康 一郎	年齢	50才	性別	① 男	続柄	本人
						2 女	住所	〒319-0000 常陸大宮市〇〇町〇番〇号 (連絡先) 0295-〇〇-〇〇〇〇
	事故の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車事故 <input type="checkbox"/> バイク事故 <input type="checkbox"/> 歩行中 <input type="checkbox"/> 殴打 <input type="checkbox"/> 刺傷 <input type="checkbox"/> その他 ()						
	警察への届出	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 人身事故 <input checked="" type="checkbox"/> 物損事故) <input type="checkbox"/> 無 (理由)						
加害者	氏名	梅香 良夫	年齢	43才	性別	① 男	住所	水戸市千波町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル1F103号 (連絡先) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
						2 女	勤務先 (職業)	株式会社〇〇工業 所在地 〒310-0000 水戸市梅香1丁目〇番〇号
	加害者が不明の場合	理由 ()						
	事故発生 (日時と場所)	令和 〇 年 〇 月 〇 日		午前	8 時 15 分 頃		場所	水戸市城東1丁目〇番〇号付近の交差点
				午後				
	過失の割合 (割合)	自分	1・② 3・4・5・6・7・8・9・10				相手	1・2・3・4・5・6・7・⑧ 9・10

事故証明書を参考に記入して下さい。

相手方の自動車保険の加入状況

決まっている場合に記入して下さい。

傷病が交通事故によるときの記入欄	自賠責	保険会社名	〇〇火災海上保険(株)		所在地 (取扱店)	東京都新			
		保険契約者 (名義人)	梅香 良夫		住所	水戸市千波町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル1F103号 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
		自動車の種別	普通乗用車		登録番号	水戸500あ〇〇-〇〇	車台番号		
		自賠責証明番号	ABC123-EFG		保険期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 令和 〇 年 〇 月 〇 日			
		自動車名義 (保有者名)	梅香 良夫		住所	水戸市千波町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル1F103号	加害者との関係	本人	
		任意保険	保険会社名	〇〇火災海上保険(株)		所在地 (取扱店)	東京都新宿区〇丁目〇番〇番地 (連絡先) 03-0000-0000		
		保険契約者 (名義人)	梅香 良夫		住所	水戸市千波町〇丁目〇番〇号 〇〇ビル1F103号 (連絡先) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
		契約証書番号	VVVV-7890-00		保険契約期間	令和 〇 年 〇 月 〇 日 ~ 令和 〇 年 〇 月 〇 日			
		任意一括対応について	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		保険会社 関与の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無		保険会社 担当者及び連絡先	〇〇火災海上保険(株) 担当 茨城 太郎 Tel.029-000-0000

入院および通院について記載して下さい。

○本件は、労災保険の給付対象となる業務上または通勤による交通事故ではありません。

受付印

(注意)

- ・任意一括対応とは、自賠責保険だけの対応
- ・保険会社の関与が「有」の場合には、有無の
- ・自賠責共済、任意共済の場合は、自賠責保

業務災害でないことを必ず確認して下さい。

休業補償

○休業中（治療中）の休業補償の方法について☑して下さい。

- 加害者が負担
 自賠償へ請求
 健康保険の傷病手当金
 被害者の人身傷害保険へ請求
 その他（加害者側からの補償がないため）

その他の場合、()内に理由等を記入して下さい。

示談（損害賠償）の状況

○示談状況について☑して下さい。（示談が成立している場合、示談書📄を添付して下さい。）

- 示談した
 交渉中
 示談しない（理由）（

受領済みのものがあれば記入して下さい。

○加害者から受けた損害金等を記入して下さい。

- | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-------|----|---|---|---|
| <input type="checkbox"/> 治療費 | 円 | 受領年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| <input type="checkbox"/> 休業損害 | 円 | 受領年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| <input type="checkbox"/> 慰謝料 | 円 | 受領年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| <input type="checkbox"/> 見舞金 | 円 | 受領年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| <input type="checkbox"/> その他 | 円 | 受領年月日 | 令和 | 年 | 月 | 日 |

交通事故以外の被害行為の発生状況

<発生状況> ※交通事故以外（ケンカ・飼犬の咬傷等）の場合記入して下さい。（交通事故は「事故発生状況報告書」に記載して下さい。）

この欄は、交通事故以外、ケンカや犬に咬まれた等の被害にあったときに記入して下さい。

事故証明書を参考に記入して下さい。

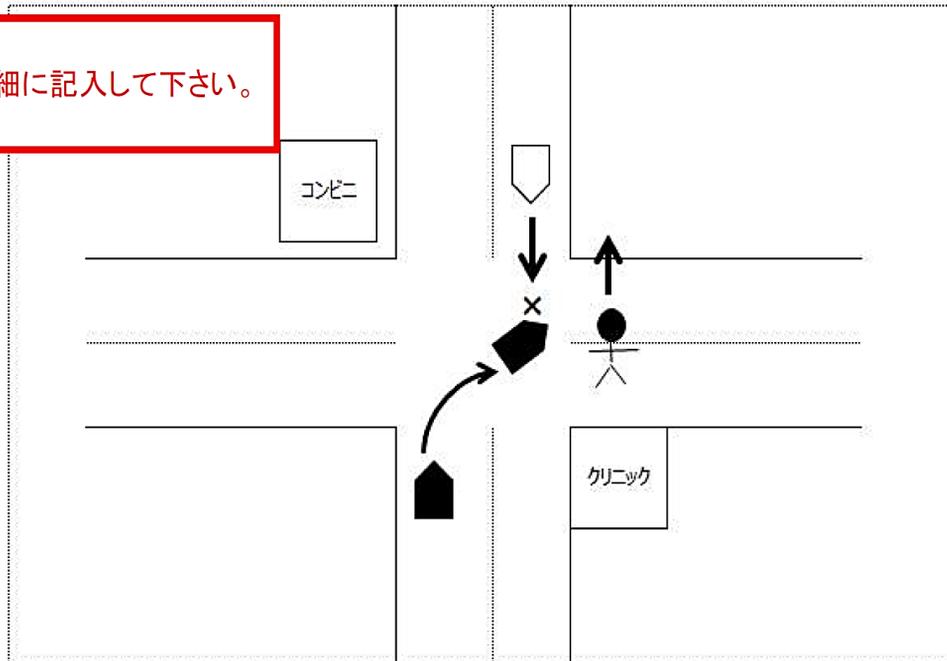
事故発生状況報告書

事故証明書 番号	第 ×××××× 号	当事者	甲 (相手・加害者)	氏名	梅香 良夫	連絡先	090-○○○○-○○○○
自動車の番号	水戸500あ○○-○○	当事者	乙 (被害者)	氏名	健康 一郎	<input checked="" type="checkbox"/> 運転	<input type="checkbox"/> 同乗 <input type="checkbox"/> 歩行 <input type="checkbox"/> その他
天候	<input checked="" type="checkbox"/> 晴 <input type="checkbox"/> 曇 <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 雪 <input type="checkbox"/> 霧	交通状況	<input type="checkbox"/> 混雑 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 閑散	明暗	<input type="checkbox"/> 昼間 <input checked="" type="checkbox"/> 夜間	<input type="checkbox"/> 明け方	<input type="checkbox"/> 夕方
道路状況	舗装 <input checked="" type="checkbox"/> してある <input type="checkbox"/> してない	歩道	<input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	道路の見通し	<input checked="" type="checkbox"/> 良い <input type="checkbox"/> 悪い		
	中央車線 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	道路の状態	<input checked="" type="checkbox"/> 直線 <input type="checkbox"/> カーブ <input type="checkbox"/> 平坦 <input type="checkbox"/> 坂 <input type="checkbox"/> 路面凍結 <input type="checkbox"/> 積雪路				
信号又は標識	信号 <input checked="" type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	自転車側信号	<input checked="" type="checkbox"/> 青 <input type="checkbox"/> 赤 <input type="checkbox"/> 黄	相手側信号	<input checked="" type="checkbox"/> 青 <input type="checkbox"/> 赤 <input type="checkbox"/> 黄		
	駐停車禁止 <input checked="" type="checkbox"/> されている <input type="checkbox"/> されていない	その他の標識	()				
速度	甲車両 60 km/h (制限速度 50 km/h)	乙車両	0 km/h (制限速度 50 km/h)				

※右の記号を使って乙の立場で記入して下さい。また、車線数も正確に記入し道路幅は、mで記入して下さい。

詳細に記入して下さい。

事故現場状況図



- 自車 (乙)
- 相手車 (甲)
- 進行方向
- 信号
- 一時停止
- 人
- 自動車バイク

事故発生 の経緯	○信号のある見通し良い交差点で自車 (乙車) が青信号で右折しようとしたところ、横断者がいたため徐行し横断歩道の手前で停止した際、直進してきた対向車 (甲車両) に衝突された。	日時	<input checked="" type="radio"/> 出勤日 <input type="radio"/> 休日 <input type="radio"/> その他 ()
		時間帯	<input type="radio"/> 勤務時間中 <input checked="" type="radio"/> 通勤路上 <input type="radio"/> 私用 <input type="radio"/> その他
		場所	事業所 <input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> 道路上 <input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> その他 ()
		労災	<input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 不該当

上記内容に間違いありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出者氏名

健康 一郎



同意書

相手方(加害者)の氏名

茨城県農協健康保険組合 理事長 殿

私が加害者(梅香 良夫)に対して有する損害賠償請求権は、法令により、茨城県農協健康保険組合が保険給付の限度において取得することになります。

つきましては、茨城県農協健康保険組合が損害賠償の支払いの請求を加害者の加入する損害保険会社等に行う際、請求書一式に当該保険給付に係る診療報酬明細書(レセプト)の写しを添付することに同意します。

なお、私が損害保険会社等へ自動車損害賠償責任保険への請求をし、保険金等を受領したときは、茨城県農協健康保険組合は、受領金額ならびにその内訳等の各種情報について照会を行い、損害保険会社等からその照会内容について、情報提供を受けること及び保険医療機関等に対し事故による診療に関する内容照会を行い、保険医療機関等から情報提供を受けることに同意します。

あわせて、次の事項を守ることを誓約します。

1. 加害者(保険会社・共済団体)と示談を行おうとする場合は必ず事前にその内容を申出すること
2. 加害者(保険会社・共済団体)に白紙委任状を渡さないこと
3. 加害者(保険会社・共済団体)から金品を受けたときは、受領日・内容・金額を速やかに届出すること
4. 治療が完了した場合には、治療完了日を報告すること

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

届出者(負傷者)

氏名 健康 一郎



事故当事者の氏名と捺印
(未成年の場合は親権者)

交通事故証明書入手不能理由書

警察署への届出をしていない場合などの理由で
事故証明が発行できないときに必要な書類です。

発生日時					
発生場所					
加害者 (甲)	住所				
	氏名	生年月日	年齢	歳	
	車種	車両番号			
	自賠責保険 契約先	自賠責証明書 番号			
	事故時の 状態				
被害者 (乙)	住所				
	氏名	生年月日	年齢	歳	
	車種	車両番号			
	自賠責保険 契約先	自賠責証明書 番号			
	事故時の 状態				
甲 乙 以外 の 当 事 者	住所	生年月日	年齢	歳	
	氏名	車両番号			
	自賠責保険 契約先	自賠責証明書 番号			
交通事故証明書を 入手できない理由		相手方(加害者)の署名・捺印が必要です。 相手方から署名捺印を得られない場合には、 その理由を記入して下さい。			

上記理由により交通事故証明書は取得できませんが、事故の事実には相違ありません。

(甲) 住所 令和 年 月 日

氏名 (連絡先)

上記事故を目撃し 目撃者の協力が得られれば、
その方の署名/捺印

目撃者 住所 令和 年 月 日

氏名 (連絡先)

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

被保険者

印

負傷の原因調査

◇医療機関から送付される皆様の「診療報酬明細書（レセプト）」の傷病名欄に外傷性の疾患があった場合、健康保険組合では、その負傷原因を照会いたします。そのケガが業務災害（通勤災害含む。）の場合、健康保険の給付対象とはなりません。また、業務災害でないにしても、第三者等の行為（交通事故）によるものである場合、健康保険で給付した額について加害者側へ求償を行う必要があります。（ケンカ・飼い犬等の咬み傷も同様に求償の対象です。）

◇負傷原因が業務災害または第三者行為等以外の場合、「負傷原因届」を提出していただくことによって、引き続き健康保険での治療が認められます。

◇照会の結果、業務災害や第三者行為等が認められた方については、健康保険組合より所定の手続きをお願いすることとなります。（「交通事故・自損事故・第三者等の行為による傷病届」の提出等です。）

令和7年4月更新

健康保険 負傷原因 届

(被保険者(届出者)・事業主記入用)

記入例	被保険者等 記号・番号 1000 - 10000	記号番号が分らない場合はマイナンバーを記入してください
被保険者(届出者)情報 氏名 ケンボ タロウ 健康 太郎	生年月日 昭和 60 年 5 月 1 日 平成 39 歳	
住所 〒 310 - 0022 茨城県水戸市梅香1丁目○番○号 〇〇〇マンション102号	電話番号 Tel. 090-****-****	
<input type="checkbox"/> 本届出書の提出を事業主へ委任します。(委任する場合は☑)		
負傷した方 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者・ <input type="checkbox"/> 被扶養者 氏名 負傷した方の勤務形態 <input checked="" type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 労災保険に特別加入 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> 法人の役員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 労災保険に特別加入していません。 ※該当するものを含む口を選択ください。 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	傷病名 筋骨骨折	
負傷日時 令和 7 年 2 月 3 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input checked="" type="checkbox"/> 午後 8 時頃	負傷した時間帯(状況) <input type="checkbox"/> 勤務時間中 <input type="checkbox"/> 勤務日の休職中 <input type="checkbox"/> 出張中 <input type="checkbox"/> 私用中 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 通勤途中(<input type="checkbox"/> 出勤 <input type="checkbox"/> 通勤 / <input type="checkbox"/> 寄り道等有り <input type="checkbox"/> 寄り道等無し)	
負傷場所 職場内 <input type="checkbox"/> 路上 <input type="checkbox"/> 駅構内 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他(スポーツジム)	負傷原因 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 暴力(ケンカ) <input checked="" type="checkbox"/> スポーツ中(<input type="checkbox"/> 職場行事 <input type="checkbox"/> 職場行事以外) <input type="checkbox"/> 動物による負傷(飼い主: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 動物による負傷(飼い主: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> あてはまらない	
上記にあてはまる原因がある場合、相手はいますか、また、その場合は、あなたは被害者ですか、加害者ですか。 相手: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> あなたは被害者 <input type="checkbox"/> あなたは加害者 ※相手がいる場合の負傷の場合は「第三者行為による負傷届」の届出が必要です。	負傷したときの状況を具体的に スポーツジム内で器具に頭を打ち胸を打つ	
治療経過 <input checked="" type="checkbox"/> 治療 <input type="checkbox"/> 治療継続中 <input type="checkbox"/> 中止	通院期間 令和 7 年 2 月 4 日 ~ 年 月 日まで <input checked="" type="checkbox"/> 通院中	
業務災害及び通勤災害の場合のみ事業主の記入をうけてください。		
事業所の労災適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中	事業内容	
業務(通勤)災害 該当の確認 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 「無」の場合、その理由 上記、本人の申し立てのとおり <input type="checkbox"/> 業務災害 <input type="checkbox"/> 通勤災害 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	事業主情報 事業所所在地 〒310-0022 水戸市梅香1丁目○番地 〇〇〇連合会 事業所名称 理事長 健康 良夫 事業主氏名 Tel.029-232-0000	受付日印

茨城県農協健康保険組合

令和7年4月更新

健康保険 負傷原因 届

(被保険者(届出者)・事業主記入用)

記入例 (労災の場合)	被保険者等 記号・番号 1000 - 10000	記号番号が分らない場合はマイナンバーを記入してください
被保険者(届出者)情報 氏名 ケンボ タロウ 健康 太郎	生年月日 昭和 60 年 5 月 1 日 平成 39 歳	
住所 〒 310 - 0022 茨城県水戸市梅香3丁目○番○号 〇〇〇マンション102号	電話番号 Tel. 090 - 0000	
<input type="checkbox"/> 本届出書の提出を事業主へ委任します。(委任する場合は☑)		
負傷した方 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者・ <input type="checkbox"/> 被扶養者 氏名 負傷した方の勤務形態 <input checked="" type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> 契約 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 労災保険に特別加入 <input type="checkbox"/> 請負 <input type="checkbox"/> 法人の役員 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 労災保険に特別加入していません。 ※該当するものを含む口を選択ください。 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	傷病名 頭部打撲	
負傷日時 令和 7 年 2 月 3 日 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 10 時頃	負傷した時間帯(状況) <input type="checkbox"/> 勤務時間中 <input type="checkbox"/> 勤務日の休職中 <input type="checkbox"/> 出張中 <input type="checkbox"/> 私用中 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 通勤途中(<input type="checkbox"/> 出勤 <input type="checkbox"/> 通勤 / <input type="checkbox"/> 寄り道等有り <input type="checkbox"/> 寄り道等無し)	
負傷場所 職場内 <input type="checkbox"/> 路上 <input type="checkbox"/> 駅構内 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他()	負傷原因 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 暴力(ケンカ) <input type="checkbox"/> スポーツ中(<input type="checkbox"/> 職場行事 <input type="checkbox"/> 職場行事以外) <input type="checkbox"/> 動物による負傷(飼い主: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 動物による負傷(飼い主: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> あてはまらない	
上記にあてはまる原因がある場合、相手はいますか、また、その場合は、あなたは被害者ですか、加害者ですか。 相手: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> あなたは被害者 <input type="checkbox"/> あなたは加害者 ※相手がいる場合の負傷の場合は「第三者行為による負傷届」の届出が必要です。	負傷したときの状況を具体的に 職場内倉庫を整理中、脚立から落下し頭部を床に打ちつけ負傷	
治療経過 <input checked="" type="checkbox"/> 治療 <input type="checkbox"/> 治療継続中 <input type="checkbox"/> 中止	通院期間 令和 7 年 2 月 4 日 ~ 年 3 月 7 日まで <input type="checkbox"/> 通院中	
業務災害及び通勤災害の場合のみ事業主の記入をうけてください。		
事業所の労災適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申請中	事業内容	
業務(通勤)災害 該当の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 「無」の場合、その理由 上記、本人の申し立てのとおり <input type="checkbox"/> 業務災害 <input type="checkbox"/> 通勤災害 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号	事業主情報 事業所所在地 〒310-0022 水戸市梅香1丁目○番地 〇〇〇連合会 事業所名称 理事長 健康 良夫 事業主氏名 Tel.029-232-0000	受付日印

茨城県農協健康保険組合

保険料額一覧表(2025年度)

(別紙)

健康保険の保険料	被保険者負担	事業主負担	介護保険の保険料	被保険者負担	事業主負担
96/1,000	45.47/1,000	50.53/1,000	18.8/1,000	9.4/1,000	9.4/1,000

(単位:円)

標準報酬 等級	標準報酬 月額	日額	報酬月額		健康保険料月額			介護保険料月額		
			円以上	円未満	合計(内特定保険料)	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主
1	58,000	1,930		63,000	5,568 (2,006)	2,637	2,931	1,090	545	545
2	68,000	2,270	63,000~	73,000	6,528 (2,352)	3,091	3,437	1,278	639	639
3	78,000	2,600	73,000~	83,000	7,488 (2,698)	3,546	3,942	1,466	733	733
4	88,000	2,930	83,000~	93,000	8,448 (3,044)	4,001	4,447	1,654	827	827
5	98,000	3,270	93,000~	101,000	9,408 (3,390)	4,456	4,952	1,842	921	921
6	104,000	3,470	101,000~	107,000	9,984 (3,597)	4,728	5,256	1,955	977	978
7	110,000	3,670	107,000~	114,000	10,560 (3,805)	5,001	5,559	2,068	1,034	1,034
8	118,000	3,930	114,000~	122,000	11,328 (4,082)	5,365	5,963	2,218	1,109	1,109
9	126,000	4,200	122,000~	130,000	12,096 (4,358)	5,729	6,367	2,369	1,184	1,185
10	134,000	4,470	130,000~	138,000	12,864 (4,635)	6,092	6,772	2,519	1,259	1,260
11	142,000	4,730	138,000~	146,000	13,632 (4,912)	6,456	7,176	2,670	1,335	1,335
12	150,000	5,000	146,000~	155,000	14,400 (5,189)	6,820	7,580	2,820	1,410	1,410
13	160,000	5,330	155,000~	165,000	15,360 (5,535)	7,275	8,085	3,008	1,504	1,504
14	170,000	5,670	165,000~	175,000	16,320 (5,880)	7,729	8,591	3,196	1,598	1,598
15	180,000	6,000	175,000~	185,000	17,280 (6,226)	8,184	9,096	3,384	1,692	1,692
16	190,000	6,330	185,000~	195,000	18,240 (6,572)	8,639	9,601	3,572	1,786	1,786
17	200,000	6,670	195,000~	210,000	19,200 (6,918)	9,094	10,106	3,760	1,880	1,880
18	220,000	7,330	210,000~	230,000	21,120 (7,610)	10,003	11,117	4,136	2,068	2,068
19	240,000	8,000	230,000~	250,000	23,040 (8,302)	10,912	12,128	4,512	2,256	2,256
20	260,000	8,670	250,000~	270,000	24,960 (8,994)	11,822	13,138	4,888	2,444	2,444
21	280,000	9,330	270,000~	290,000	26,880 (9,685)	12,731	14,149	5,264	2,632	2,632
22	300,000	10,000	290,000~	310,000	28,800 (10,377)	13,641	15,159	5,640	2,820	2,820
23	320,000	10,670	310,000~	330,000	30,720 (11,069)	14,550	16,170	6,016	3,008	3,008
24	340,000	11,330	330,000~	350,000	32,640 (11,761)	15,459	17,181	6,392	3,196	3,196
25	360,000	12,000	350,000~	370,000	34,560 (12,453)	16,369	18,191	6,768	3,384	3,384
26	380,000	12,670	370,000~	395,000	36,480 (13,145)	17,278	19,202	7,144	3,572	3,572
27	410,000	13,670	395,000~	425,000	39,360 (14,182)	18,642	20,718	7,708	3,854	3,854
28	440,000	14,670	425,000~	455,000	42,240 (15,220)	20,006	22,234	8,272	4,136	4,136
29	470,000	15,670	455,000~	485,000	45,120 (16,258)	21,370	23,750	8,836	4,418	4,418
30	500,000	16,670	485,000~	515,000	48,000 (17,296)	22,735	25,265	9,400	4,700	4,700
31	530,000	17,670	515,000~	545,000	50,880 (18,333)	24,099	26,781	9,964	4,982	4,982
32	560,000	18,670	545,000~	575,000	53,760 (19,371)	25,463	28,297	10,528	5,264	5,264
33	590,000	19,670	575,000~	605,000	56,640 (20,409)	26,827	29,813	11,092	5,546	5,546
34	620,000	20,670	605,000~	635,000	59,520 (21,446)	28,191	31,329	11,656	5,828	5,828
35	650,000	21,670	635,000~	665,000	62,400 (22,484)	29,555	32,845	12,220	6,110	6,110
36	680,000	22,670	665,000~	695,000	65,280 (23,522)	30,919	34,361	12,784	6,392	6,392
37	710,000	23,670	695,000~	730,000	68,160 (24,560)	32,283	35,877	13,348	6,674	6,674
38	750,000	25,000	730,000~	770,000	72,000 (25,943)	34,102	37,898	14,100	7,050	7,050
39	790,000	26,330	770,000~	810,000	75,840 (27,327)	35,921	39,919	14,852	7,426	7,426
40	830,000	27,670	810,000~	855,000	79,680 (28,711)	37,740	41,940	15,604	7,802	7,802
41	880,000	29,330	855,000~	905,000	84,480 (30,440)	40,013	44,467	16,544	8,272	8,272
42	930,000	31,000	905,000~	955,000	89,280 (32,170)	42,287	46,993	17,484	8,742	8,742
43	980,000	32,670	955,000~	1,005,000	94,080 (33,899)	44,560	49,520	18,424	9,212	9,212
44	1,030,000	34,330	1,005,000~	1,055,000	98,880 (35,629)	46,834	52,046	19,364	9,682	9,682
45	1,090,000	36,330	1,055,000~	1,115,000	104,640 (37,704)	49,562	55,078	20,492	10,246	10,246
46	1,150,000	38,330	1,115,000~	1,175,000	110,400 (39,780)	52,290	58,110	21,620	10,810	10,810
47	1,210,000	40,330	1,175,000~	1,235,000	116,160 (41,855)	55,018	61,142	22,748	11,374	11,374
48	1,270,000	42,330	1,235,000~	1,295,000	121,920 (43,931)	57,746	64,174	23,876	11,938	11,938
49	1,330,000	44,330	1,295,000~	1,355,000	127,680 (46,006)	60,475	67,205	25,004	12,502	12,502
50	1,390,000	46,330	1,355,000~		133,440 (48,081)	63,203	70,237	26,132	13,066	13,066

